

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	1	第1	1					「水質管理の強化」「水道GLPに対応した水質管理体制の整備」（図表1-1）	左記項目名に関連し以下事項お尋ねいたします。 ①現在水質管理に関わる職員数 ②水質検査の外部委託の有無 ③作業指示や、検査データ入力・照査・承認等の作業管理、レポート等一連の業務品質を管理するシステム使用の有無	質問内容に対する回答は以下のとおりです。 ①水質検査の担当者：6人 ②水質検査の外部委託：なし ③水質検査に関するシステム使用：なし
2	実施方針	4	第1	1	(5)				本事業の整備対象施設 図表 1-3 共通管理棟	管理棟に電気室を施設するとありますが、設置する盤は浄水場稼働するために重要な受変電設備の盤を設置することとお考えでしょうか、ご教示願います。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	5	第1	2	(11)				事業スケジュール（予定）について	記載のスケジュールは目安であり、詳細のスケジュールは事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）P32 第2 2 (2) ①に記載のとおり、基本設計は令和7年度中に完了させていただきます。その他については事業者提案とします。
4	実施方針	5	第1	2	(11)				総合試運転期間	「（総合試運転期間）：令和12年10月～令和13年3月」とありますが、事業者提案により期間の前倒しや短縮は可能という理解でよろしいでしょうか。 また、総合試運転期間を前倒し・短縮可能な場合、総合試運転期間が完了した段階で順次引き渡しを行い、貴市にて運転・維持管理を実施していただくという理解でよろしいでしょうか。	前段、後段どちらについても、市が提案内容を確認し、問題ないと判断した場合にはご理解のとおりです。
5	実施方針	5	第1	2	(11)				事業スケジュール（予定）	本事業では、総合試運転が令和12年10月から令和13年3月まで、事業期間は令和12年度末頃（令和13年3月末頃）で、供用開始が令和13年4月からとなっています。p6の2行目に「総合試運転終了後、部分引き渡しを行い、給水開始する」とありますが、部分引き渡しを行う時期と範囲をどのように想定されておられるのかご教示ください。	部分引き渡しは、供用開始前の令和13年3月に浄水場の給水を開始するため、浄水場の運転に必要な施設（浄水処理施設、排水処理施設、送水施設の一連の施設）を対象として行います。 その後、場内道路、フェンス等の外構及び植栽等を含めた本事業の全ての施設の整備完了後、全施設の引き渡しを行い、令和13年4月1日に浄水場全体を供用開始する予定です。
6	実施方針	5	第1	2	(11)				事業スケジュール（予定）	代表企業及び構成員の現場代理人について、設計・製作期間中は監理技術者と同様に専任を要しないと考えるよろしいでしょうか。	現場代理人と監理技術者は同様ではありません。詳細は入札公告時に示します。
7	実施方針	5	第1	2	(11)				事業スケジュール（予定）	代表企業及び構成員の現場代理人について、監理技術者と同様に設計・製作期間から施工期間に替わるタイミングで途中交代は認められるでしょうか。	現場代理人と監理技術者は同様ではありません。詳細は入札公告時に示します。
8	実施方針	5	第1	2	(11)				関連事業等のスケジュール	関連事業について、本事業の建設用地内での輻輳工事等は発生しないという理解でよろしいでしょうか。また、各事業の仕様書等は提供頂けますでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、各事業の発注後、仕様書等を提供します。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
9	実施方針	6	第1	2	(11)				事業スケジュール（予定）	「浄水処理施設、排水処理施設、送水施設の一連の施設については、総合試運転終了後、部分引き渡しを行い」について、どのような部分引き渡しをお考えか、理由と併せてご教示ください。	No. 5の回答をご参照ください。部分引き渡しを行う理由は少しでも給水を早く行うことを考えているためです。
10	実施方針	6	第1	2	(11)				部分引き渡し	「浄水処理施設、排水処理施設、送水施設の一連の施設については、総合試運転終了後、部分引き渡しを行い、給水開始することを想定している。」とありますが、部分引き渡しを行うことを想定している施設ならびに想定している引き渡し手順をご教示ください。	No. 5の回答をご参照ください。
11	実施方針	6	第1	2	(11)				事業スケジュール（予定） 給水開始と供用開始	「※浄水処理施設、…は、総合試運転終了後、部分引き渡しを行い、給水開始することを想定している」とあります。 給水開始（R13.3）から供用開始（R13.4）までの1ヶ月間は、一部施設の運用のみで給水することを想定されていますが、一連の施設（浄水処理、送水、排水処理）全てが完成しないと浄水場を運用（給水開始）できないものと思われます。この点について、どのように考えられているかご教示願えないでしょうか。	No. 5の回答をご参照ください。
12	実施方針	7	第2	1					総合評価落札方式について	評価方式は除算方式、加算方式どちらになりますでしょうか。	入札公告時に示します。
13	実施方針	7	第2	2					事業者の募集及び選定スケジュールについて	現地内容をより正確に把握するため、入札公告後、現地見学、資料閲覧の機会を設けていただけませんか。 また、実施時期については入札説明書等に関する質問の締切（令和6年8月中旬）までにお願ひできないでしょうか。	入札公告までに別途資料閲覧の機会を設けます。現地見学は実施しません。
14	実施方針	7	第2	2					図表2-1 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	これまでの同様事例（南部エリア学校給食センター整備、手柄山スポーツ施設整備等）では、事業提案書を受付し入札書の受付を行う方法が採用されていましたが、今回の選定スケジュールにおいては、入札書と事業提案書を同時に受付締切される事となっておりますが、その理由をお聞かせください。	本事業のスケジュールを検討する上で、適切な手続きとして入札書及び事業提案書の受付時期を設定しています。
15	実施方針	7	第2	2	図表2-1				選定スケジュールについて	令和6年2月22日に質問への回答が予定されておりますが、質問内容の意思疎通不足や質問回答に対する疑義について救済するために回答後の追加質問や希望者による直接の対話等の機会を設けていただけませんか。 特に参加要件に関する事項については、内容によって参加可否判断に大きな影響があるため、参加要件に関する事項について疑義がある場合は令和6年3月中を目途に追加協議の機会をお願ひできないでしょうか。	原案のとおりとします。
16	実施方針	7	第2	2	図表2-1				選定スケジュールについて	令和7年1月下旬「入札書及び事業提案書の受付締切」となっていますが、価格評定と技術評定との差別化を図るため、「1月下旬に事業提案書受付締切」・「3月に入札書受付締切」と段階的に提出する方法としていただけませんか。	ご意見として承ります。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
17	実施方針	7	第2	2					事業者の募集及び選定スケジュール	入札書及び事業提案書の受付締切が令和7年1月下旬と同時期となっておりますが、入札書の受付締切は令和7年3月下旬としていただけないでしょうか。または、入札書の開札は令和7年3月下旬としていただけないでしょうか。 総合評価において、技術評価の際、事業者審査委員が入札価格を把握されると、技術評価が入札価格に大きく影響される恐れがあるため、技術評価と価格評価は独立して実施していただきたいと考えます。	前段については、ご意見として承ります。令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。後段については、入札書の開札は入札公告時に示します。技術審査と価格審査とは完全に独立した手続きとして実施し、価格が技術審査に影響を及ぼすことはありません。
18	実施方針	7	第2	2					事業者の募集及び選定スケジュール	実施方針発表後に明らかとなった部分がありますので、資料閲覧会を再度実施していただけないでしょうか。	No. 13の回答をご参照ください。
19	実施方針	7	第2	2					図表2-1 事業者の募集及び選定スケジュール(予定)	令和7年1月下旬に入札書及び事業提案書の受付締切となっております。前回公告時の提出スケジュール（事業提案書の提出が、入札書の提出の約3カ月前）に対して変更した理由を教えてください。	No. 14の回答をご参照ください。
20	実施方針	7	第2	2					図表2-1 事業者の募集及び選定スケジュール(予定)	入札書と事業提案書の受付締切について、1月に事業提案書を受付締切し、3月に入札書受付締切として頂けませんか。先に事業提案書をまとめ、その内容を入札金額に反映させるので、両者を同時提出する場合提案作業、見積作業が錯綜してミスが発生することを防ぐためです。	ご意見として承ります。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
21	実施方針	7	第2	2					図表2-1 事業者の募集及び選定スケジュール(予定)	開札日は落札者決定日と同日ですか。	入札公告時に示します。
22	実施方針	7	第2	3	(1)				入札公告（入札説明書等の公表） 予定価格	最低制限価格は設定されるでしょうか。	入札公告時に示します。
23	実施方針	7	第2	3	(1)				入札公告について	入札公告時には、予定価格も公表される旨が記載されております。入札公告（令和6年6月上旬）から入札書提出（令和7年1月下旬）まで約8か月の期間がありますが、昨今の物価変動等の影響により価格変動があった場合、適正な物価を反映するためその期間中に提案上限価格の見直しをされるという理解でよろしいでしょうか。	予定価格の変更は行いません。
24	実施方針	7	第2	3	(1)				入札公告（入札説明書等の公表）	記載のとおり、予定価格は公表されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
25	実施方針	7	第2	3	(1)				入札公告（入札説明書等の公表）	設計・建設工事それぞれの予定価格においてどちらかの入札金額が予定金額を超えたとしても、総額が予定価格以下であれば入札として有効と理解してよろしいでしょうか。	予定価格は、設計・建設工事費全体の金額として提示する予定です。
26	実施方針	8	第2	3	(5)				文書による技術的対話の実施	仕様書発注の案件と違い、文書のみで技術的対話を実施される事により、詳細な部分について文脈の解釈によっては誤解や発信者の意図が正確に伝わらない可能性がある事を懸念しますが、今回、この様に変更された理由をお聞かせください。	現時点では、本事業の入札手続きの適切な方法として、選択したものです。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
27	実施方針	8	第2	3	(5)				文書による技術的対話の実施	対面ではなく文書による技術対話を選択された理由をお教えいただけませんか。	No. 26の回答をご参照ください。
28	実施方針	8	第2	3	(5)				文書による技術的対話の実施	「文書による技術的対話」は一般的な仕様発注方式の競争入札案件の質問回答とどのように異なるのですか。	提案者のノウハウを含む提案内容が要求水準を満たしているかどうかなど、公表されないことを前提とした事項についても、文書による技術的対話の対象とする点が異なります。
29	実施方針	8	第2	3	(5)				文書による技術的対話の実施	文書ではなく対面による技術的対話を実施していただけないでしょうか。 文書による技術的対話では、意思の疎通を十分に図ることができない恐れがあります。	ご意見として承ります。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
30	実施方針	8	第2	3	(5)				技術的対話の実施について	「文書による技術的対話の実施」とありますが、対話内容について、提案内容の検討、精査に必要な事項で回答を急ぐものについては、事業者から要望させていただきますので、速やかに公表文書として開示頂くことを希望します。	ご意見として承ります。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
31	実施方針	8	第2	3	(5)				技術的対話の実施について	「文書による技術的対話の実施」とありますが、文書でのやり取りよりも対面での対話の方が貴市のご要望を細部まで確認でき双方に齟齬が生じず、より良い提案に繋がるため対面での技術対話に変更をお願いできないでしょうか。文書の場合、双方の細かいニュアンスが上手く伝わらない可能性があります。あえて対面での技術対話を行わない理由をご教えてください。 また、対話内容は速やかに公表文書として開示頂くことを希望します。ただし、開示の際は提案内容に関わる部分については他グループへは開示されないようご配慮いただくことは可能でしょうか。	前段については、現時点では、本事業の入札手続きの適切な方法として、選択したものです。 後段については、開示する部分と非開示部分を分けて対応する考えです。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
32	実施方針	8	第2	3	(5)				文書による技術的対話の実施	「技術的対話の結果…公表する。」とあります。技術的対話①及び②の内容の公表に関して、事業者の提案事項に関する内容については公表されないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 31の回答の後段をご参照ください。
33	実施方針	8	第2	3	(5)				文書による技術的対話の実施	「技術的対話の結果…公表する。」とあります。提出した質問に対しての回答書とは別に、共有すべき情報をまとめた回答書が公表されることがあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	実施方針	8	第2	3	(5)				文書による技術的対話の実施	対面による技術的対話の実施としていただけませんか。単工種の仕様発注案件であれば文書による対話でも良いかもしれませんが、本件のような4つの工種をまとめたDB発注の場合、図面等を対面で説明、確認しながら対話することがこれまでの経験から必要で、文書のみでは意思の疎通が不十分なものになると考えます。本件のような複合同種の技術提案は技術的に高度で難易度がとても高いので、要求水準未達を 방지、誤解なく意思の疎通を十分なものとしてより良い提案をするためには対面による対話が必要と考えます。	ご意見として承ります。令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
35	実施方針	8	第2	3	(5)				文書による技術的対話の実施	対面による技術的対話の実施としていただけませんか。本件のような4つの工種をまとめたDB発注の場合質問内容が高度かつ複雑になりますので、文書による技術的対話の場合、意思の疎通が不十分になため質問と回答が噛みあわずに提案作業が停止するリスク、最悪の場合8月の質問締切から11月の回答まで長期に渡って提案作業が停滞することを懸念します。もしこうなると提案書提出自体が困難になります。対面による技術的対話は速やかに何らかの見解を頂けるのが大きなメリットです。文書による技術的対話は回答に1か月を要すること、回答を見ても疑問が解決されないことがあること、それが提案作業の中断につながるものがデメリットです。	ご意見として承ります。令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
36	実施方針	8	第2	3	(5)				文書による技術的対話の実施	文書による技術的対話の場合、質問に関連する技術検討が回答待ちとなり検討を中断せざるを得ない場合が想定されます。検討時間のロスができるだけでなく、回答は随時公表としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
37	実施方針	8	第2	3	(5)				文書による技術的対話の実施	文書による技術対話時に提案に関わる質問や添付した図面などについて、質問者の意向によって公開の可否を選択できるようにしていただけないでしょうか。特に提案内容に直接関わる質問内容については公開されては困ります。	No. 31の後段の回答をご参照ください。
38	実施方針	8	第2	3	(7)				落札者決定	「事業提案書の内容及び入札価格を総合的に評価の上、最も高い総合評価値の入札参加者を落札者として決定する。」とありますが、令和7年1月下旬に入札書及び事業提案書の受付締切後、定性的評価点を採点して頂いた後、令和7年3月下旬の落札者決定の直前に入札書の提出を行い、応募者立会いの場で開札し落札者決定となるという理解でよろしいでしょうか。	入札は電子入札で行う予定です。入札書の提出及び開札の手続きについては、入札公告時に示します。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
39	実施方針	8	第2	3	(7)				落札者の決定について	貴市が落札者を決定後、速やかに落札者に対して決定された旨が通知されるとのことですが、入札公告時には、落札者決定日、落札者への通知方法などは公表されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
40	実施方針	8	第2	3	(7)				落札者決定	事業提案書の提出後、落札者決定までにプレゼンテーションやヒアリングは実施するのでしょうか。	入札公告時に示します。
41	実施方針	8	第2	3	(7)				落札者決定	入札書及び事業提案書の受付締切が令和7年1月下旬と同時期となっておりますが、入札書の受付締切は令和7年3月下旬としていただけないでしょうか。または、入札書の開札は令和7年3月下旬としていただけないでしょうか。総合評価において、技術評価の際、事業者審査委員が入札価格を把握されると、技術評価が入札価格に大きく影響される恐れがあるため、技術評価と価格評価は独立して実施していただきたいと考えます。	前段については、ご意見として承ります。令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。後段については、技術審査と価格審査とは完全に独立した手続きとして実施し、価格が技術審査に影響を及ぼすことはありません。
42	実施方針	8	第2	3	(8)				設計・建設工事請負契約の締結	落札者との設計・建設工事請負契約について、前回（設計・施工・維持管理一括発注時）同様、契約締結にあたり「契約の保証」は必要との理解でよろしいでしょうか。また、その場合、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の契約保証も含まれると解釈してもよろしいでしょうか。	保証事業会社の保証も認めます。
43	実施方針	8	第2	3	(8)				契約の締結について	事業提案書の最も高い総合値の入札参加者決定通知後は、通知を受けた当該入札参加者が事業提案書とともに提出した入札書記載の金額にて速やかに契約手続きに移行するという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
44	実施方針	8	第2	3	(8)				契約の締結について	基本契約の締結は無く、貴市との契約締結行為は貴市と設計建設JV間で締結する「設計・建設工事請負契約書の締結」のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	実施方針	8	第2	4	(1)	①			入札参加者の構成（現場代理人及び配置技術者）	乙型JVにおける現場代理人は代表企業のみ配置又は各工種での配置のどちらでしょうか。また、配置技術者についても同様にご教授いたします。合わせて、現場代理人と配置技術者の兼務の可否、機器製作期間と現場期間での変更の可否についてもご教授をお願いします。	現場代理人は代表企業のみ配置してください。監視技術者については、監視技術者制度運用マニュアルのとおり運用を予定しています。
46	実施方針	8	第2	4	(1)	①			入札参加者の構成（現場代理人及び配置技術者）	機械設備工事、電気設備工事に現場代理人と監視技術者が必要な場合、監視技術者は、監視技術者精度運用マニュアルの通り、工場製作期間から現地施工期間に移行する時点での変更は可能との理解でよろしいでしょうか。	監視技術者制度運用マニュアルのとおり運用を予定しています。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
47	実施方針	8	第2	4	(1)	①			入札参加者の構成（現場代理人及び配置技術者）	機械設備工事、電気設備工事に現場代理人と監理技術者が必要な場合、監理技術者は、監理技術者精度運用マニュアルの通り、工場製作期間の監理技術者は非専任との理解でよろしいでしょうか。	監理技術者制度運用マニュアルのとおり運用を予定しています。
48	実施方針	8	第2	4	(1)	①			入札参加者の構成（現場代理人及び配置技術者）	事業期間が6年以上の長期間となるため、事情によっては（例：退職、休職、病気療養、介護、妊娠出産等）現場代理人、配置技術者についての変更協議は可能と考えてよいでしょうか。	監理技術者制度運用マニュアルのとおり運用を予定しています。
49	実施方針	9	第2	4	(1)	③			甲型JVの構成員	分担工事の各工種において甲型JVを結成する場合、甲型JVの子企業もこの事業の構成員としてみなすのでしょうか。	実施方針4(1)③の規定は4(1)②に記載される甲型JVを結成する場合の条件です。このため、甲型JVの構成員も乙型JVの構成員の入札参加要件を満たす必要があります。
50	実施方針	9	第2	4	(1)	③			甲型JVの構成員	分担工事の各工種において甲型JVを結成する場合、乙型JV構成員の入札参加要件を満たす構成員は代表企業のみでよろしいでしょうか。	甲型JVの構成員も乙型JVの構成員の入札参加要件を満たす必要があります。
51	実施方針	9	第2	4	(1)	④			市内業者の請負額	「市内業者が実施する工事額の合計は、建設業務の請負額の10%以上とすること。」とありますが、請負額により事業提案の審査点が決定する場合は、その基準をお示しください。	入札公告時に示します。
52	実施方針	9	第2	4	(1)	④			入札参加者の全体構成	入札者は入札時の内訳書で市内業者が実施する工事額の合計を明示し、それを開札時に姫路市様が審査されて、入札額の10%未満の場合は入札参加資格なしということになるのでしょうか。	入札公告時に示します。
53	実施方針	9	第2	4	(1)	⑤			代表企業について	入札参加者の代表企業と共同企業体（乙型JV）の代表企業は同一である必要があるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	実施方針	9	第2	4	(1)	⑤			入札参加者の全体構成	応募時の入札参加者の代表企業と共同企業体（乙型JV）の代表企業は同一である必要がありますか。ご教示ください	入札参加者と乙型JVの代表者は同一とします。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
55	実施方針	10	第2	4	(2)	④			乙型JVの構成員の共通要件	本件は公告から契約までの期間が長く、かつ構成員数の多いJVと想定されることから、公告の日から落札決定の日までの間を例えば資格審査結果の通知日から落札決定の日までの間に短縮していただけませんか。	原案のとおりとします。
56	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	代表企業の資格要件の建設実績について、建設業種（土木、水道、機械など）は問われないという理解でよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。 施工実績については、全業種を一括で受注・竣工したものがどうかは問いません。なお、業種（乙型JVの場合は分担施工する業種）については、令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
57	実施方針	11	第2	4	(3)				代表企業の要件	前回ご発注された本事業の要件と同様に、「応募の代表」と設計・建設工事請負契約を代表として締結する「建設JVの代表企業（幹事企業）」は、異なる事業者が担うことが出来るとの理解でよろしいでしょうか。また、異なる事業者が担うことができる場合、建設JVの代表企業ではなく、応募の代表企業が、第2章4節(3)①に記載されている要件を満たせばよろしいでしょうか。	応募の代表と乙型JVの代表は同一とします。
58	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	建設JVの代表に竣工実績を求めるのではなく、JV構成員の1者または浄水場の施工で重要なプロセスの大部分を担う機械設備企業が有していることで参加要件を満たすよう修正をご検討頂けませんでしょうか。竣工実績求められることは、高い技術力が求められる浄水場更新事業においては重要ではありますが、「建設JVの代表」は、土木・建築企業が担うことが多く、昨今、浄水場を土木・建築から更新、竣工している事業は数が少ないため、本事業への参画ハードルが非常に高くなってしまいました。	ご意見として承ります。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
59	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	ここでいう「改築」とは、主要な設備の全面更新等を含む工事という理解で宜しいでしょうか。	ここでいう「改築」とは、「沈澱池」及び「ろ過池」における主要な設備一式を撤去新設した場合とします。なお、主要な設備とは以下のとおりです。 「沈澱池」 ・掻寄機・排泥装置 「ろ過池」 ・ろ材・洗浄装置・計測器（流量計または圧力計） これらを含んでいる工事であれば更新工事可とします。
60	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	竣工実績を建設JVの代表に求めるのではなく、JV構成員の1者または機械設備企業が有していることで参加要件を満たすよう修正をご検討頂けませんでしょうか。「建設JVの代表」は、土木・建築企業が担うことが多いのですが、昨今、浄水場を土木・建築から更新、竣工している事業は少ないため、本事業への参画ハードルが非常に高いものとなります。	ご意見として承ります。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
61	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	今回の代表企業に求められている建設実績の保有状況について、これまで、構成企業のうちで実績を問われていましたが、代表企業のみにとられた意図は、何でしょうか？また、実績の保有状況は、事前にお調べになられていますか？	代表企業が責任を持って本事業を遂行いただく考えです。後段についてはお答えできません。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
62	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	凝集沈澱池と急速ろ過池を一体として施工した建設実績が求められておりますが、こちらは今回の工事内容に鑑みて水処理フロー上における一連のエンジニアリング能力・施工能力確保のために求められている事項だと思料します。同一浄水場内にて凝集沈澱池と急速ろ過池を建設していれば先の求められる内容と同等の能力があるとみなすことができると考えられます。つきましては、同一浄水場での施工である場合は契約自体は別でも宜しいでしょうか。	原則一の契約とします。継続性が確認できる契約であれば分割されていても可とします。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
63	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	『公共機関等（一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約（令和5年8月21日施行）第3条第10号に掲げる機関をいう。以下同じ。）が発注した平成15年度（2003年度）以降の完了実績で、公称能力10,000 m ³ /日以上浄水能力を有する浄水場において、「凝集沈澱池」及び「急速ろ過池」を一体として施工した建設実績（新築又は改築に限る。）を有すること』とございますが、ここでの施工実績は土木・建築・機械・電気工事を代表企業が一括で受注、竣工した実績という認識でよろしいでしょうか。	施工実績については、全業種を一括で受注・竣工したものがどうかは問いません。なお、業種（乙型JVの場合は分担施工する業種）については、令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
64	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件について（施工した建設実績について）	今回の参加要件が分担施工方式の共同企業体（乙型JV）であることから考えても異業種JVが前提となります。そのため、今回代表企業に求められる「施工した建設実績」とは、今回事業でその代表企業が担当する工種についての施工実績と考えてよろしいでしょうか。 （担当外工種も含めた全工種を求められた場合、全工種を一社で施工できる企業が存在しません。 また、元請実績として全工種実績を有する企業が存在する可能性はありますが、日本全国における過去20年の浄水場建設及び更新工事の発注実績から見ても全工種を一括とした工事は極めて少数であり、入札参加にあたって大きな障壁となります。 なお、昨今発注が増加している類似DB及びDBO案件で求められる施工実績と比較しても今回の条件は極めて厳しいものであり、参加企業が限られてしまいます。）	ご意見として承ります。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
65	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件について（施工した建設実績について）	今回事業は、前回公示事業（令和3年8月18日公示）が入札不調となったため、事業範囲を見直し（縮小し）再公示するものであると見て取れます。それにも関わらず、求められる施工実績（全工種の実績を代表企業に求めている場合）について前回公示の内容よりもさらに厳しい条件となっているように見て取れます。これでは事業参加がさらに困難となります。 上記状況にもかかわらず、参加条件をさらに困難な条件としている理由をご教示ください。（最低限、前回公示内容（受注実績でも可。等）と同じ条件としていただけないでしょうか。）	ご意見として承ります。 理由についてはお答えできません。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
66	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件について（施工した建設実績について）	今回記載の代表企業に求める施工実績は、「一浄水場において全工種の施工実績を代表企業に求めている」という意味でしょうか。 もしその場合は、日本全国の過去20年における浄水場建設・更新の工事発注実績から考えても該当する工事発注件数は数件程度しか存在しないと思われる。同一機場で複数契約に解釈を広げた場合も一社で全工種を網羅することを考慮するとほぼ同様に極めて少数です。 これでは極めて少数のある一定の事業者（数社）しか参加できないため、条件の緩和をお願いします。 （最低限、前回公示内容（受注実績でも可。等）と同じ条件としてください。）	前段の施工実績については、全業種を一括で受注・竣工したものがどうかは問いません。なお、業種（乙型JVの場合は分担施工する業種）については、令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。 後段については、ご意見として承ります。
67	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	前回（令和3年8月18日）公告時の要件「完了又は受注した実績で、公称能力10,000 m ³ /日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の浄水場（上水道に限る。）一式の建設実績を有すること」と同等の要件としていただけないでしょうか。 今回の要件は非常に厳しく、参加可能な企業が非常に限定されます。	ご意見として承ります。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
68	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	上記が不可の場合、「凝集沈殿池」及び「急速ろ過池」を施工した建設実績（同一浄水場に限らない）としていただけないでしょうか。また、工種は土木、建築、機械、電気のいずれか1つ工種と考えてよろしいでしょうか。	前段については原案のとおりとします。 後段の施工実績については、全業種を一括で受注・竣工したものがどうかは問いません。なお、受注業種（乙型JVの場合は分任業種）については、令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
69	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	「凝集沈殿池」は混和池、ブロック形成池は含まず沈殿池単体を指すと考えて良いですか。	凝集沈殿池を業務範囲に含むことを意味しますので、混和池、ブロック形成池の有無は問いません。
70	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	工種の指定がありませんので、担当する予定の1つの工種の建設実績（例えば土木一式工事の建設実績）が対象になると考えますが良いでしょうか。一般的な仕様発注方式の競争入札案件では1つの工種での発注が通常です。またゼネコン向けの浄水場内工事案件は大半が土木一式で発注されており、水道施設での発注は稀です。	回答No. 56をご参照ください。
71	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	「公称能力10,000 m ³ /日以上浄水能力を有する浄水場において、「凝集沈殿池」及び「急速ろ過池」を一体として施工した建設実績」とは浄水場全体の公称能力が10,000 m ³ /日以上であれば、施工実績の対象となる「凝集沈殿池」及び「急速ろ過池」自体の浄水能力 m ³ /日は問わないということでしょうか。施工実績の対象となる「凝集沈殿池」及び「急速ろ過池」の浄水能力が10,000 m ³ /日以上ということでしょうか。	公称能力が10,000 m ³ /日以上であれば、施工実績の対象となる「凝集沈殿池」及び「急速ろ過池」自体の浄水能力 m ³ /日は不問とします。
72	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	<p>弊社の場合は「凝集沈殿池」及び「急速ろ過池」の浄水能力が10,000 m³/日以上である工事実績の候補として、仕様発注方式の土木一式工事があります。公称能力を示すものとしてコリンズデータに</p> <p>-----</p> <p>①2施設種別：2急速混和地 ②2施設種別：3ブロック形成池 ③2施設種別：4沈殿池 ④2施設種別：5濾過池 ⑤3水量：0.5m³/s</p> <p>-----</p> <p>と記載があり、0.5m³/s（=43,200m³/日）ですのでこのコリンズデータ提出をもって「公称能力10,000m³/日以上浄水能力」と認めて頂けますか。なおこの工事について設計図書、発注者HPには公称能力を示す数字はありません。この工事についてのパンフレット等もありません。</p> <p>またDB、PFI等の場合は要求水準書に計画水量の記載がありますが、一般的な仕様発注方式の競争入札案件の設計図書等には公称能力、計画水量の記載がないのが通常です。 （この内容を【質問A】とします）</p>	提出される実績の内容を見て判断することになりますが、コリンズに記載の数値に基づいて計算される水量は規模の根拠になるものと考えます。
73	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	【質問A】のコリンズ記載の水量(m ³ /日)をお認め頂けない場合、要件を満たしていることを説明できる施工実績がありません。設計図書から読み取ることができ、公称能力を代替する数字を別途ご提示いただきその数字を満たすことで資格要件ありとして頂けませんか。例：ろ過池の水面積100m ² 以上。	コリンズに記載の数値で規模が確認できない場合には、設計図書等の別の根拠資料を提示いただいたうえで、規模算出の考え方の妥当性で判断します。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
74	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	『「凝集沈殿池」及び「急速ろ過池」を一体として施工した建設実績』を『「凝集沈殿池」と「急速ろ過池」を施工した建設実績を求めるが、一体としての施工でなく別の契約の場合も可』として頂けませんか。 なおこの約20年間の傾向として一般的な仕様発注方式の競争入札案件においては、沈殿池、ろ過池、配水池等の工事がある場合、一体発注でなく池ごとの分割発注が主流です。DBの竣工案件は全国的にも実績数が少なく企業が限定的です。	原則一の契約とします。継続性が確認できる契約であれば分割されていても可とします。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
75	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	「公共機関等（一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約（令和5年8月21日施行）第3条第10号に掲げる機関をいう。以下同じ。）が発注した平成15年度（2003年度）以降の完了実績」についてはコリンズデータに記載があり証明が可能ですので、コリンズデータを提出すれば契約書の提出は不要と考えて良いですか。	提出書類については入札公告時に示します。
76	実施方針	11	第2	4	(3)	①			代表企業の要件	この要件は応募企業を限定的にして少なくする厳しいものとなっており、令和3年8月18日公告の前回公募より建設対象を縮小していますが求める要件は逆に厳しくなっています。令和3年8月18日公告の回りの公募条件（入札説明書 p18、②エ、本施設の施工業務を行う企業は、平成13年度（2001年度）以降に完了又は受注した実績で、公称能力10,000 m ³ /日以上浄水能力を有する急速ろ過方式の浄水場（上水道に限る）一式の建設実績を有すること。）と同等として頂くことはできませんか。	ご意見として承ります。 令和6年3月下旬までに公表予定の実施方針（変更版）をご覧ください。
77	実施方針	11	第2	4	(3)	②			代表企業の要件	JVの施工実績における出資割合はコリンズデータに記載があり証明が可能ですので、コリンズデータを提出すればJV協定書の提出は不要と考えて良いですか。	提出書類については入札公告時に示します。
78	実施方針	14	第2	4	(5)	⑤			建設企業の要件	P9における「乙型JVの構成員である建設企業には、1者以上の市内企業を含める」条件が記載されている一方で、P14においては、「当該業種ランクがAランクである者を構成員とすることができる」とあります。市内企業の参画は必須でしょうか。また、必須の場合、Aランク以上の場合においても参加要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	市内企業の参画は必須です。 土木工事及び建築工事において、Aランクの市内企業のみでは④の要件を満たしません。他の構成員が④の要件を満たした上であれば、Aランクの市内企業は構成員として参画可能となります。
79	実施方針	15	第2	5	(2)				審査の内容	技術点と価格点の比率についても、入札説明書等で提示いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	実施方針	15	第2	5	(3)				審査手順に関する事項	「事業提案書の内容について…明瞭化を求めることがある」とあります。これは提案内容等について、貴市から入札参加者にヒアリングを実施する必要があるということを示しているのでしょうか。	入札公告時に示します。
81	実施方針	15	第2	5	(3)	②			総合評価落札方式について	書見による事業提案以外に一定のルールにより点数化した「価格評価点」の併用をお考えでしょうか	入札公告時に示します。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
82	実施方針	16	第2	5	(3)	③			定量的評価	前回（令和3年8月18日）公告時と同様に、相対評価方式（価格点＝最も低い入札金額／当該入札参加者の提示する入札金額×配点）が採用されると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
83	実施方針	16	第2	5	(3)	③			定量的評価	前回（令和3年8月18日）公告時と同様に、下限金額（下限金額を下回る入札金額を提示した入札参加者には一律価格点満点を与える）が設定されると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
84	実施方針	16	第2	5	(3)	③			定量的評価について	本事業での最低制限価格または低入札価格調査制度の適用の有無をご教示ください。	入札公告時に示します。
85	実施方針	16	第2	6	(1)				著作権	「…入札参加者に確認の上、市は提案資料の全部または一部を無償で利用できる」とあります。提案資料に事業者のノウハウが含まれておりますので、公表等を行う前に合理的な範囲で非公開とさせていただき、内容について協議の場を設けていただけないでしょうか。そのうえで、入札参加者が公表することを認めた範囲内に限り資料を公表するとしていただけないでしょうか。	公表を行う場合には、事前に事業者を確認し、必要に応じて、協議させていただきます。
86	実施方針	17	第3	1	(2)				予想されるリスクの分担	「入札公告の際に公表する設計・建設工事請負契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化する」とあります。これは、リスク分担を図表で示していただけると考えてよろしいでしょうか。	入札公告時に、設計・建設工事請負契約書（案）の各条文中にて、リスク分担に係る条件を提示します。
87	実施方針	18	第3	1	(2)		図表3-1		物価変動リスクについて	物価変動リスクについての記載がありスライド条項等を考慮したものと理解していますが、公告から契約締結まで長期間（10ヶ月程度）要すること及び昨今の急激な物価変動を鑑み、スライド条項に該当する事象が発生した場合、変更前契約金額の積算基準日については提案価格上限額（債務負担行為設定日）を定めた年月と考えるとよろしいでしょうか。リスク明確化の観点から入札説明書等で基準日を明示いただきますようお願いいたします。	前段については、入札公告時に示します。後段については、ご意見として承ります。
88	実施方針	18	第3	1	(2)				図表3-1 リスク分担表（案）許認可取得	市が取得すべき許認可の遅延とありますが、第三者機関が原因となる場合もあるかと思えます。この場合のリスクは市が分担していただけると考えてもよろしいでしょうか。	市又は事業者以外に起因する遅延については、事象ごとに協議の上、対応方法を定めることを想定しています。
89	実施方針	18	第3	1	(2)				図表 3-1 リスク分担表（案）住民対応	「事業者が実施する業務に起因する」を「事業者が実施する業務で事業者の帰責事由による」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
90	実施方針	18	第3	1	(2)				図表 3-1 リスク分担表（案） 環境問題	「事業者が実施する業務に起因する」を「事業者が実施する業務で事業者の帰責事由による」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
91	実施方針	18	第3	1	(2)				図表3-1 リスク分担表（案） 共通 物価変動、不可抗力	物価変動、不可抗力のリスク分担が、市〇、事業者△となっています。主従の分担の考え方、分担割合等の詳細については、入札説明書等（契約書（案））で明示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	実施方針	18	第3	1	(2)				不可抗力	不可抗力が生じた場合、事業者が△となっていますが、その詳細をご教示ください。	入札公告時に示します。
93	実施方針	18	第3	1	(2)				図表3-1, 3-2 リスク分担表（案）	近年顕在化している半導体・樹脂、電線等の資材供給不足の長納期化は世界全体で波及しており、一企業レベルで解決できない事象と理解します。これらの事象に起因する工事遅延の帰責について貴局のご見解をご教示いただきたくお願いいたします。	各種資材の調達については、事業者が納期のリスクも鑑みて提案することを原則としますが、やむを得ない事情がある場合には協議に応じることとします。
94	実施方針	19	第3	1	(2)				測量・調査	「上記以外の測量・調査に関するもの」は事業者のリスク分担と記載がありますが、詳細項目は要求水準書（案）の記載通りという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	実施方針	19	第3	1	(2)				図表 3-2 リスク分担表（案） 測量・調査	「上記以外の」を「事業者が実施した」としていただけませんか。	原案のとおりとします。
96	実施方針	19	第3	1	(2)				図表 3-2 リスク分担表（案） 測量・調査	用地に関して、新浄水場建設予定地の土壌汚染に関する調査は貴市にて実施済みでしょうか。実施済みの場合は、調査結果を提供していただけないでしょうか。	参考資料13（追加分）に示すとおり、上下水道局資材置場として使用していた箇所は土壌調査を実施した結果、形質変更時要届出区域に指定されましたが、土壌汚染の除去を行い指定解除になりました。導水管布設工事及び新浄水場一次造成工事において土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき、「一定の規模以上の土地の形質変更届出書」を関係部署に届出しました。閲覧会にて、土壌調査報告書を開示します。
97	実施方針	19	第3	1	(2)				工事遅延	不可抗力が生じた場合の工事遅延は、「事業者の帰責事由による工事遅延」には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
98	実施方針	19	第3	1	(2)				図表 3-2 リスク分担表（案） 新浄水場への切替作業	「新浄水場への切替作業」との項目について、既設浄水場の設備不良以外に関連事業の遅延等による工事費の増大も貴市側のリスク負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	実施方針	19	第3	1	(2)				図表 3-2 リスク分担表（案） ユーティリティ等	「試運転に必要な原水」を「試運転に必要な原水及び上水」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
100	実施方針	19	第3	1	(2)				ユーティリティ等	「試運転により生じる汚泥の処理」は事業者範囲と記載がありますが、既設の排水池・排泥池などへ流入させて頂くことは可能でしょうか。	不可とします。
101	実施方針	20	第3	2					支払に関する事項	実施方針には「事業者が行った設計業務・建設業務に対して、市は対価の支払を行う。事業者は、年度ごとに出来高に応じて対価の支払を受ける。」との記載がありますが、前回（設計・施工・維持管理一括発注時）同様、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう）の保証を条件に設計・建設業務の一部を前払金として支出されますでしょうか。 なお、前払金を支出することによって公共発注者としては本事業の適正な施工や運営の確保、事業者の資金調達費用の縮減が可能となり、本事業への応募者が増加し、競争入札の効果から応札額の低下を図ることで、事業のVFMの向上に繋がるものと思われま。	入札公告時に示します。
102	実施方針	20	第3	2					支払いに関する事項	ここ数年の物価の上昇は、我々が想定する以上の上昇が認められ、建設コストも日々、上昇しております。この度の案件におきましても、工事請負契約の締結までに10ヶ月程度の長い期間を要する事が考えられます。その間の急激な物価上昇の対応については、どの様にお考えかお聞かせください。	物価変動に関する対応については、国が示す指針等に沿って対応します。
103	実施方針	20	第3	2					支払いに関する事項	入札公告時（予定価格公表時）の単価を基準として物価変動に対応していただけないでしょうか。 入札公告から契約締結まで約10ヶ月と長く、この間に著しい物価上昇が生じた場合、入札価格も著しく上昇し予定価格超過となり、入札不調となる恐れがあります。	ご意見として承ります。
104	実施方針	20	第3	2					支払いに関する事項	賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更に関して、公告日を基準とした変動について協議することを記載いただけませんか。公告日を基準とすることは、他自治体で事例があります。	ご意見として承ります。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
105	実施方針	20	第3	2					支払いに関する事項	賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更に関して、請負代金の変更に伴う協議時において基準となる労務単価や建設資材物価が何年何月を基準日としているか記載していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
106	実施方針	20	第3	2					支払いに関する事項	予定価格の設定の際に使用した労務単価や建設資材物価が何年何月を基準日としていたか記載していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
107	実施方針	20	第3	2					支払に関する事項	年度ごとに前払い金の対応のお考えはございますでしょうか。	入札公告時に示します。
108	実施方針	20	第3	4					事業の実施状況の監視	「履行内容の定期確認」は事業者が行うセルフモニタリングとは別に市が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	実施方針	20	第3	4					事業の実施状況の監視	想定されている「履行内容の定期確認」の実施タイミングをご教示下さい。	施工計画書を確認の上、必要な時期に実施します。詳細な内容及び時期については協議にて決定します。
110	実施方針	22	第5	1					本事業の継続に関する基本的な考え方	「…本事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める」とあります。発生事由や措置については、貴市と事業者で協議の上で定めるのでしょうか。それとも、契約書で貴市から事業者に提示されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
111	実施方針	23	第6						実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問事項	質問の機会は1回となっていますが、2/22の回答内容で疑問が十分解決されない場合もあると予想されますので、公告までの期間で2回目の質問回答の機会を3月までに設定していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
112	実施方針	23	第6						実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問事項	参加資格に関わる事項は特に重要であり、今回の質問回答で参加の可否を判断したく考えます。2/22の回答内容で参加資格について疑問が十分解決されない場合は、公告までの期間で2回目の質問回答の機会を3月に設定していただけないでしょうか。2/22の回答内容で参加の可否が判断できずに公告時に再度参加資格について質問確認しなければならない事態になるとそのこと自体が入札参加の障壁になります。	ご意見として承ります。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
113	実施方針	23	第6	1					実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問事項	令和6年2月22日の回答公表後に再度、質問が出来るように2回目の質問の受付をお願い出来ないでしょうか？	ご意見として承ります。
114	実施方針	23	第6	2					実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問事項	「これ以外による意見・質問の提出は無効とする」とありますが、令和6年2月22日（木）の回答公表後に、再度質問する機会を設定していただけないでしょうか。特に、入札参加資格（代表企業の要件）については、本事業への参加を断念せざるを得ない可能性もありますので、令和6年3月末までに再度の質問及び回答の機会を設定していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
115	要求水準書（案）	2	第1	1	(5)				関連事業の申請手続き	関連事業の新浄水場一次造成工事にて、一部の擁壁の整備について、擁壁の工作物申請については対象範囲外と考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書（案）	2	第1	1	(5)				事業概要	「事業予定地にある既設甲山幹線圧力調整弁室の撤去を含む。」とありますが、既設甲山幹線圧力調整弁室には、アスベストおよびPCBについて含有はないものとして提案をするという理解でよろしいでしょうか。アスベスト、PCBの含有があればそれが分かる資料を開示して頂けますでしょうか。提案書提出後にアスベスト、PCBの含有が判明した場合は、設計変更対象として協議して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	前段及び後段はご理解のとおりです。中段は資料はありません。
117	要求水準書（案）	2	第1	1	(5)				関連事業	「導水管布設工事」にて施工される導水管との取合い箇所（導水管流入地点）と取合方法（フランジ接続等）についてご教示ください。	導水管との取合い箇所のイメージ図は、参考資料14（追加分）をご参照ください。フランジ接続以外の耐震継手を用いた接続とします。
118	要求水準書（案）	2	第1	1	(5)				関連事業	「甲山低区配水池送水管布設工事」にて施工される送水管との取合い箇所（新浄水場と送水管の接続地点）と取合方法（フランジ接続等）についてご教示ください。	送水管との取合い箇所のイメージ図は、参考資料14（追加分）をご参照ください。取合方法はフランジ接続以外の耐震継手を用いた接続とします。
119	要求水準書（案）	2	第1	1	(5)				図表1-1 甲山浄水場更新事業の事業内容	関連事業である「導水管敷設工事」と「甲山低区配水池送水管敷設工事」の、新浄水場側の端部の詳細位置・深さおよび端部の仕様を開示お願いします。	参考資料14（追加分）をご参照ください。
120	要求水準書（案）	4	第1	1	(5)				図表1-3 本事業の整備対象施設の概要	関連事業である「新浄水場一次造成工事」で整備した仮設道路の内、新浄水場建設予定地境界線の外側（北側）の範囲は、本事業では工事用仮設道路として使用するが、本設道路化は本事業範囲外という理解でよろしいですか。	事業に含まれます。本事業にて舗装工を実施し、事業完了後浄水場管理用道路として使用します。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
121	要求水準書（案）	5	第1	1	(6)	②			図表 1-4 雨水・浸水対策	2023年7月の現地見学会にてご開示の閲覧資料は浸水深となっております。浸水深ではなく、TP表示における浸水位をご提示ください。	TP表示による浸水位の図面はありません。
122	要求水準書（案）	6	第1	1	(6)	③			図表1-5 図表1-6	特定工場等における規制基準が記載されていますが、特定建設作業の基準で施工してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
123	要求水準書（案）	6	第1	1	(10)				事業スケジュール（予定）	本事業では、総合試運転が令和12年10月から令和13年3月まで、事業期間は令和12年度末頃（令和13年3月末頃）で、供用開始が令和13年4月からとなっています。p6の2行目に「総合試運転終了後、部分引き渡しを行い、給水開始する」とありますが、事業期間終了間近において部分引き渡しを行う時期と範囲をどのように想定されておられるのかご教示ください。	No. 5の回答をご参照ください。
124	要求水準書（案）	7	第1	1	(10)				事業スケジュール（予定）	「浄水処理施設、排水処理施設、送水施設の一連の施設については、総合試運転終了後、部分引き渡しを行い」について、どのような部分引き渡しをお考えか、理由と併せてご教示ください。	No. 5の回答をご参照ください。
125	要求水準書（案）	7	第1	1	(10)				事業スケジュール	部分引き渡しに伴い、引き渡しが終わった施設の運転に要する電気料金（基本料金、電気使用料）は市側の負担と考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
126	要求水準書（案）	7	第1	1	(10)				図表 1-7 関連事業等のスケジュール（予定）	ご提示の関連事業等の予定スケジュールで、本事業の工事工程を作成するものとします。関連事業のスケジュールがご提示の予定から変更になることで、本事業のスケジュールに影響を及ぼす場合は、別途協議に応じていただける（設計変更を含む）という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書（案）	7	第1	1	(11)				留意事項	総合試運転期間から供用開始期間において、新旧の施設を併用する場合の市側の運転管理体制をご教示ください。	契約後、総合試運転計画書を確認し、協議の上、運転管理体制をご提示します。
128	要求水準書（案）	7	第1	1	(11)				留意事項	本事業の建設予定地は既設甲山浄水場とは別の場所にあり、設計・建設業務において既設甲山浄水場の運転管理業務に直接影響を及ぼさないものと考えられます。現段階で、支障となりそうなこととして、お考えの事項がございましたら、ご教示下さい。	特にありません。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
129	要求水準書（案）	8	第1	3	(1)	①			原水水質	濁度と臭気物質以外は、別紙1と別紙2の値が計画原水水質であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	要求水準書（案）	8	第1	3	(1)	①			原水水質 (濁度)	原水濁度について「・最大濁度1000度以下の…」とありますが、「最大濁度300度超1000度以下の…」との解釈でよろしいでしょうか。	「・最大濁度1000度以下の…」は「濁度1000度の…」、「・最大濁度300度以下の…」は「濁度300度の…」、「・最大濁度20度未満の…」は「濁度20度の…」とします。
131	要求水準書（案）	8	第1	3	(1)	①			原水水質 (臭気物質)	臭気物質としてジェオスミン：20ng/L、2-メチルイソボルネオール：10ng/Lとありますが、これらの臭気物質は同時に発生すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	要求水準書（案）	8	第1	3	(1)	①			原水水質 (臭気物質)	ジェオスミン20ng/L、2-メチルイソボルネオール10ng/Lが混在した状態での処理という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	要求水準書（案）	8	第1	3	(1)	①			原水水質 (臭気物質)	過去において臭気物質（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）が最大値になった時の、水質条件をご提示いただけないでしょうか。	既設甲山浄水場の実績値は以下のとおりです。 ・ジェオスミン原水最大 5ng/L (①2022. 2. 1、②2022. 3. 16、③2022. 8. 17) ・2-メルイソボルネオール原水最大 5ng/L (2013. 9. 4) 臭気物質濃度上昇に関する明確な水質情報はありませんが、臭気物質以外の水質については同年度の最大値を参考にしてください。 なお、臭気物質の主な発生源は周辺のため池等であると考えられます。そのため、ため池等からの一斉放流時を想定し、原案のとおり、原水濃度ジェオスミン20ng/L、2-メチルイソボルネオール10ng/Lに対応可能な施設としてください。
134	要求水準書（案）	9	第1	3	(1)	②			図表1-8 浄水及び排水フローの例	浄水及び排水処理フローの他、薬品の注入位置についても事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P19凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備 等に、前塩素（着水井）、中塩素（沈澱池流出渠）、後塩素（ろ過池流出渠）を指定しています。
135	要求水準書（案）	10	第1	3	(1)	③			図表1-9 水理条件	第1及び第2低区配水池の流入管の流入部のレベルをTPでご提示ください。	参考資料15（追加分）をご参照ください。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
136	要求水準書（案）	10	第1	3	(1)	③			図表1-9 水理条件	着水井のHWLをTP+47.7mとご設定下さっております。この設定をするための水理計算で用いられた着水井までの導水管の口径、および原水流量計の口径をご教示下さい。	導水管の口径はφ700mm、 既設甲山浄水場の原水流量計はφ700mmです。 新浄水場へは4台の導水ポンプ(仮設)のうち、2号～4号導水ポンプは原水流量計を経由しますが、1号導水ポンプは流量計とも経由せず、直接新浄水場へ導水することになります。
137	要求水準書（案）	11	第1	3	(2)	①			計画浄水量	計画浄水量については、60,000m ³ /日と記載されていますが、これは年間を通じて定量運転という解釈でよろしいでしょうか。また方式にもよりますが、ろ過池洗浄時などを除き時間変動もなく、一日を通じ2,500m ³ /Hと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	要求水準書（案）	11	第1	3	(2)	①			浄水能力	「浄水ロス率は5%以下とする」における、浄水ロス率の定義は「一日当たり損失水量÷計画浄水量60,000m ³ /日」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書（案）	11	第1	3	(2)	①			浄水能力 (計画浄水量)	浄水処理施設の池清掃やプラントで用いる上水以外の場内給水としてご想定されているものをご教示下さい。またその想定水量もご教示下さい。	対象及び水量は事業者提案とします。
140	要求水準書（案）	11	第1	3	(2)	①			浄水能力 (計画浄水量)	浄水ロス率の定義をご教示ください。	No. 138の回答をご参照ください。
141	要求水準書（案）	11	第1	3	(2)	①			浄水能力 (計画浄水量)	既設甲山浄水場はクロウズシステムでしょうか。また既設甲山浄水場でロスしている浄水は、浄水処理施設の池清掃や職員の方が使用されている水道水以外に、どのようなものがありますでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段についてはありません。
142	要求水準書（案）	11	第1	3	(2)	①			浄水能力 (浄水場の安定供給)	要求水準書（案）8ページ①原水水質 に記載の状況においても、（浄水場の安定供給）の能力を満足する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書（案）	11	第1	3	(2)	①			浄水能力	薬品注入設備の設計の際に、その能力の確定には、最小水量、最大水量が必要なため、想定される運用水量の最小値、最大値をご教示下さい。	新浄水場は常時、以下に示す最大浄水量（計画浄水量）で運用する予定です。 ・最大浄水量＝市川の取水量（水利権水量：0.695 m ³ /秒＝60,000 m ³ /日）＋排水処理施設からの返送水量 なお排水処理施設からの返送水量は事業者提案とします。 また運用水量の最小値の設定はありません。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
144	要求水準書（案）	11	第1	3	(2)	②			浄水水質	別紙3の要求水準は、水質基準値の1/10の値のものが多くみられませんが、既設浄水場で達成されている値でしょうか。また、これは一時的にでも超過してはいけない基準でしょうか。それとも水質基準は一時的でも超過はないとして、例えば日平均や月平均、年平均の値でクリアすべき値でしょうか。	別紙3の要求水準値は、既設甲山浄水場で概ね達成しているものです。ただし、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールについては、要求水準値と同値になったことがあり、既存施設では超過するおそれがあります。なお要求水準値については、一時的にでも超過不可とします。
145	要求水準書（案）	11	第1	3	(2)	②			水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に準拠した対策を行うこと」とあります。これは各ろ過池において濁度計を設置することと解釈しますがよろしいでしょうか。または、協議の上この他に合理的な監視方法と認めていただければクリプト対策指針に準拠した対策となるのでしょうか。	クリプトスポリジウム等対策としては、濁度計等による水質監視機能の確保の他、ろ過開始後のろ過速度を設定流量まで段階的に増加することや捨て水を行うこと及び排水池等に濁質の低減機能を持たせること等の浄水及び排水処理機能の確保を含みます。
146	要求水準書（案）	12	第1	3	(2)	③			耐震性能（土木構造物）	土木構造物の耐震性能は「重要度区分：ランクA1」とのことですが、排水処理施設も含め全ての土木構造物の重要度区分は「ランクA1」でしょうか？また、全ての土木施設は基礎も含め、レベル2地震時には塑性化を認める、ということによろしいのでしょうか？液状化などの影響で基礎が塑性化する場合、許容する塑性化の度合いは、要求する性能を確保することが判断できれば特に制限はないでしょうか。	ご理解のとおりです。水道施設耐震工法指針・解説2022年版（公益社団法人 日本水道協会）に準じて検討を行う必要があります。
147	要求水準書（案）	12	第1	3	(2)	③			耐震性能（土木構造物）	土木構造物の耐震計算法は、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	水道施設耐震工法指針・解説2022年版（公益社団法人 日本水道協会）を準拠した上で、事業者提案とします。
148	要求水準書（案）	12	第1	3	(2)	③			耐震性能（土木構造物）	想定する地震動およびその波形データは提供いただけるのでしょうか。	現時点では提供できる資料はありません。
149	要求水準書（案）	13	第1	3	(3)	①	図表1-11		共通事項	屋内の露出配管において、維持管理上の動線の付近に設置する場合、破損の可能性がある場合には、鋼製電線管の使用は可能でしょうか？可能な場合に仕様の指定をご教示ください。	塩素剤を使用する室等の腐食環境を除き、可能です。ただしその場合は、厚鋼電線管を使用してください。
150	要求水準書（案）	13	第1	3	(3)	①	ア		構造物撤去	地下埋設物等、撤去範囲および撤去数量をご教示ください。	地下埋設物等の撤去は参考資料11（修正）をご参照ください。既設圧力調整弁室の詳細な情報は、別途資料閲覧の機会にてご確認ください。甲山幹線は参考資料11（修正）をご確認ください。なお撤去数量を整理したものはないため、提供資料からご判断ください。
151	要求水準書（案）	13	第1	3	(3)	①		図表1-11 共通事項の要求水準（土木構造物）		池状コンクリート構造物には、「防水塗装」は必須ではないという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
152	要求水準書（案）	13	第1	3	(3)	①			土木構造物 ア	補修を行うべきクラックの発生時期は、脱型後から引き渡しの間においてでしょうか。	契約不適合期間を含みます。
153	要求水準書（案）	13	第1	3	(3)	①			土木構造物 イ	水槽部以外の管廊等であれば構造目地を設けてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。構造目地は可とう性を有するものとします。
154	要求水準書（案）	13	第1	3	(3)	①	イ		図表1-11 土木構造物 イ	構造目地を設けない池状コンクリートには水渠は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。構造目地は可とう性を有するものとします。
155	要求水準書（案）	13	第1	3	(3)	①	ウ		図表1-11 土木構造物 ウ	ろ過池後段のろ過水渠や浄水渠についても空水にできる構造とすることがあるのでしょうか。	空水にできる構造とすることがあります。
156	要求水準書（案）	13	第1	3	(3)	①	オ		建築構造物	「電力系統、計装・信号系統、屋外機器等、浄水処理に影響する施設、その他必要と考えられる設備等を含む施設には避雷針を設置すること。」とありますが、あくまでも建築基準法に準拠し、法令上の設置義務が生じた場合という理解でよろしいでしょうか。	「電力系統、計装・信号系統、屋外機器等、浄水処理に影響する施設」については、建築基準法上の設置義務とは関係なく、設置してください。「その他必要と考えられる設備等を含む施設」については、建築基準法上の設置義務がある場合に設置してください。
157	要求水準書（案）	13	第1	3	(3)	①			機械設備 ア	「要求される水質基準」とは、別紙3の浄水水質でしょうか。それとも、水道法の水質基準でしょうか。	別紙3の浄水水質です。
158	要求水準書（案）	13	第1	3	(3)	①			ポンプ設備 イ	「将来の更新、拡張」とありますが、将来拡張する計画はあるのでしょうか。あるとすれば、将来の能力はどの程度見込めばでしょうか。	将来拡張する具体的な計画はございません。
159	要求水準書（案）	14	第1	3	(3)	①	ア		電気計装設備	「受電点については電力会社と協議の上、決定すること。」とありますが、提案書提出までに電力会社と事前協議を行ってもよろしいでしょうか。不可の場合は、想定位置でご提案いたしますので、契約後の出力会社との協議により受電点が変更になった場合は、設計変更対象として協議して頂けるという理解でよろしいでしょうか。（事前協議を行ったにも関わらず、事前協議内容と違う指導や新たな要望を受けた場合も同様の取り扱いをお願いします。）	電力会社との事前協議は事業者の判断にてお願いします。なお契約後の電力会社との協議により受電点が変わった場合や事前協議を行ったにも関わらず、事前協議内容と違う指導や新たな要望を受けた場合については、設計変更の対象にはなりません。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
160	要求水準書（案）	14	第1	3	(3)	①	イ		図表1-11 施設配置 イ	「別紙5に示す施設の建設制限範囲以外に施設を配置すること」とありますが、ここでいう施設には手摺、フェンスも含まれますでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	要求水準書（案）	14	第1	3	(3)	①	イ		図表1-11 施設配置 イ	「イ 別紙5に示す施設の建設制限範囲以外に施設を配置すること」とありますが、建設制限範囲内であっても、制限高さ以下の施設であれば配置可能ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 別紙5は遵守してください。
162	要求水準書（案）	14	第1	3	(3)	①	イ		電気計装設備	「受変電設備、非常用自家発電設備、運転操作設備、監視制御設備等を設置する部屋の大きさは、必要な更新スペース、点検スペースを想定の上設計すること」と記載がありますが、非常用自家発電設備に関しても更新スペースが必要でしょうか。	非常用自家発電設備の更新に際しては、屋外に仮設発電機を設置する計画とするため、屋内に更新スペースは不要です。非常用自家発電設備近傍に仮設発電機を設置するスペースを検討してください。
163	要求水準書（案）	14	第1	3	(3)	①	カ		図表1-11 電気計装設備 カ	「屋外盤はステンレス鋼板製とし、…」とありますが、中継端子箱等の簡易なものについては、適応外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	要求水準書（案）	14	第1	3	(3)	①	カ		図表1-11 電気計装設備 カ	「また塗装すること。」とありますが、塗装の仕様について指定はございますでしょうか。	指定はありません。製造者標準仕様とします。
165	要求水準書（案）	14	第1	3	(3)	①	ケ		電気計装設備	「流量計は、原則、電磁流量計とすること。」とありますが、用途等を考慮し、精度も問題ないことが確認できれば、電磁流量計以外の方式を選定しても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、新浄水場の入口（着水井）と出口（送水ポンプ）に設置する流量計は必ず電磁流量計としてください。
166	要求水準書（案）	14	第1	3	(3)	①	ケ		図表1-11 電気計装設備 ケ	「流量計は、原則、電磁流量計とすること。」とあります。流体や流量によって電磁流量計の採用が不可の場合など、維持管理性や用途等を考慮した上で、超音波流量計が優位であると判断した場合は、超音波流量計を選定しても良いと解釈しますがよろしいでしょうか。	電磁流量計の採用が不可の場合は別方式としてください。 No. 165の回答をご参照ください。
167	要求水準書（案）	14	第1	3	(3)	①	ケ		電気計装設備	「流量計は、原則、電磁流量計とすること」と記載がありますが、経済性あるいは配置の合理性の観点から、流入水渠等に設置する場合は堰式流量計の使用も可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
168	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			浸水対策 ア	兵庫県「想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等」より公表されている最大浸水深によると、新浄水場エリア内の西側エリアでは、5.0～10.0m未満の区域として示されていますが、東側エリアでは、浸水しないとなつているので、具体的な最大浸水高さ（提供される測量図と標高値が整合する高さ）をTPにて御教示下さい。	TP表示による浸水位の図面はありません。
169	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			浸水対策 ア	浸水対策の一例として盛土にて対策を施す場合、他の現場で発生する残土や、市が仮置き等で管理している残土があれば、これを流用することは認められると考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	他の現場で発生する残土の流用は認めていますが、要求水準書（案）P35 3 建設業務（2）工事全般 に示す報告書の提出及び市の承認が必要です。 市が仮置き等で管理している残土はありません。
170	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			見学施設	既設甲山浄水場内にある見学施設（水の館）内の設備や備品を見学用に流用することは可能でしょうか。	原則不可とします。ただし、展示物等の流用については、協議の上、決定します。別紙6 2.各部屋の備品リストに記載の備品はすべて新品としてください。
171	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			見学施設	見学の時期・期間等、年間スケジュールがございましたらご教示願います。	別紙7以外の資料はありません。
172	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①	図表1-11		見学施設	海外（例えば貴市の姉妹都市）からの見学者は過去どの程度おられたでしょうか。その時は通訳の方が同伴されておりましたでしょうか。英文の案内表示やパンフレットは過去用意しておりましたでしょうか。海外見学者の対応のための案内が必要になったときは、場合によっては貴市の国際交流担当部門等のご協力はいただけますでしょうか。	海外からの見学者は、過去ございません。そのため過去に英文の案内表示やパンフレットは用意しておりません。海外見学者の対応のための案内表示、パンフレットの作成については、事業者提案とします。
173	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			見学施設	対象施設をご教示ください。	浄水及び排水処理施設に係る施設は必須です。
174	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			図表1-11 見学施設	見学対象施設は貴市から指定があるでしょうか。それとも事業者提案でしょうか。	No. 173の回答をご参照ください。
175	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			図表1-11 共通事項の要求水準 見学施設 ア	見学者数は1回あたり最大160名とされていますが、1回あたりとは、会議室では160名を集めていちどに説明し、場内を移動しながらの見学・説明はいくつかの班に分けることを前提として施設を整備すると理解してよろしいか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
176	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			見学施設 イ	「雨天時の見学対応が可能であること。」に関して、既設浄水場の雨天時の見学において生じている問題や課題をご教示ください。	施設見学を行う場合は原則、屋外となりますが、屋根がなく、足元が悪い状況です。
177	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①	ウ		図表1-11 見学施設 ウ	見学者向けの使用言語として日本語以外に想定されているものはございますでしょうか。	現段階では日本語のみを想定しています。日本語以外の言語の使用については、事業者提案とします。
178	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			見学施設 エ	建築指導課等との協議により「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に該当する場合は、各施設について法令に則った対応を行います。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に該当しない場合においても、見学者の安全に配慮した提案が必要です。
179	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			図表1-11 共通事項の要求水準 工事用仮設道路	関連事業である「新浄水場一次造成工事」で整備した仮設道路の内、新浄水場建設予定地境界線の外側（北側）の範囲は、本事業では工事用道路として使用するが、使用後の本設道路化は本事業範囲外という理解でよろしいですか。	No. 120の回答をご参照ください。
180	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			図表1-11 共通事項の要求水準 工事用仮設道路 ア	北面道路境界部施工時には、一部北面道路を撤去し、境界部施工後に復旧してもよろしいでしょうか。	一部北面道路の撤去及び境界部施工後の復旧は可能です。
181	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			図表1-11 共通事項の要求水準 工事用仮設道路 ア	新浄水場一次造成工事で整備した仮設道路を工事用として利用することとなっておりますが、この場合、北面道路の東側が、工事用車両の出入り口となります。この他に工事用車両の出入り口を設置してもよろしいでしょうか。この場合、場所によっては、既設の歩車道境界ブロックの撤去が必要となります。（工事完了後復旧）	追加の出入口を設置することは不可です。市が設定している出入口は参考資料16（追加分）をご参照ください。
182	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			図表1-11 共通事項の要求水準 工事用仮設道路 -イ	1. 「・・・アスファルトの厚さについては、10cm以上確保すること。」とは、本事業において工事用仮設道路として使用する間という理解でよろしいでしょうか。 2. また、上記アスファルト舗装は本事業で撤去するという理解でよろしいでしょうか。	1. 本設工事も事業対象です。参考資料7（修正版）をご参照ください。また、仮設道路として使用後、本事業にて舗装を行います。 2. 撤去しません。
183	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			図表1-11 共通事項の要求水準 工事用仮設道路 エ	本事業の浄水場完成地盤高と仮設道路舗装仕上がり高に段差が生じる場合は、擁壁を設置することとなっておりますので、仮設道路舗装仕上がり高（基点、道路勾配、変化点、各測線の断面図等）を教えてください。	発注前図書のため、公表することはできません。新浄水場一次造成工事の公告後（工事は令和7年度完成予定）は資料開示します。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
184	要求水準書（案）	15	第1	3	(3)	①			図表1-11 工事用仮設道路	「…段差が生じる場合、擁壁を設置すること。」との記載がありますが、具体的に段差の高さに指定はありますでしょうか。	擁壁を設置する段差の高さに指定はありません。
185	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②	図表 1-12		新浄水場	バイオアッセイは様々な製品があるため、想定している方式や、異常時の検出方法や確認方法などの条件をご教示ください。	想定している方式や条件はありません。事業者提案とします。
186	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②			構造物撤去	事業予定地内の既設圧力調整弁室の撤去について、竣工図面（構造物の基礎部分も含めて）、確認申請資料、アスベスト調査報告書はございますか。	既設圧力調整弁室の竣工図面は別途資料閲覧の機会において開示します。既設圧力調整弁室に係る確認申請資料はありません。またアスベスト調査は行っていません。
187	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②			図表1-12 新浄水場の要求 水準 構造物撤去	「撤去対象施設」とありますが、撤去する施設の仕様、範囲、数量等を具体的に指定いただけたらと考えてよろしいか。	撤去対象施設は、既設圧力調整弁室と甲山幹線の付属配管です（参考資料11（修正））。なお、既設圧力調整弁室の竣工図面、付属配管の詳細図面は別途資料閲覧の機会において開示します。
188	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②			図表1-12 新浄水場の要求 水準 構造物撤去	撤去対象である、既設圧力調整弁室及び付属配管の図面の開示をお願いします。	No. 187の回答をご参照ください。
189	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②			図表1-12 新浄水場の要求 水準 構造物撤去	撤去対象である、既設圧力調整弁室及び付属配管にアスベスト含有建材等が確認された場合には、その撤去および処分について設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なおアスベスト調査は行っていません。
190	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②	ア		図表1-12 構造物撤去 ア	撤去対象である既設圧力調整室及び付属配管の詳細図面を提供願えないでしょうか。	No. 187の回答をご参照ください。
191	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②	ア		図表1-12 構造物撤去 ア	付属配管の撤去範囲がわかりません。どこかのバルブまでの間と考えていますが、具体的な撤去範囲をご教示いただけませんかでしょうか。	No. 187の回答をご参照ください。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
192	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②			構造物撤去 ア	既設圧力調整弁室の基礎形式が不明の構造物はございますか？また、存在は確実であるが図面等で詳細を把握できない杭はございますか？	基礎形式は直接基礎のため、杭はありません。図面についてはNo. 187の回答をご参照ください。
193	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②			着水井 ウ	このバイパスは、流量計のバイパスという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②	ウ		図表1-12 着水井 ウ	「原水（取水）流量計を設置すること。バイパスやバルブを設けること。」とありますが、流量計を各系列に設ける場合、維持管理の観点ではバイパス管は不要と考えます。上記の考えで検討させていただいてよろしいでしょうか。	水道施設設計指針（公益社団法人 日本水道協会）にも記載があるように、流量計の点検や整備における空気溜まりの排除やドレン排水、また浄水施設の運転を停止せずに更新するためには、バイパス管やバルブの設置は必要であると考えています。浄水施設の運転を停止せずに継続的な運営を可能とする機能を備えた設備の技術提案があるのであれば、不要とします。
195	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②	オ		着水井	「管廊を設置すること」と記載がありますが、壁貫通箇所が少ないため、配管類（管、弁、計装品）は、池上やハンドホールなどに設置してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
196	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	①	カ		着水井	「水質異常を監視できるようバイオアッセイ等を設置すること」と記載がありますが、水質異常の検知だけであれば、バイオアッセイ以外の水質計器も必要かと考えられます。ここでの設置目的は「毒物検知」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②			着水井 カ	バイオアッセイについては、既設甲山浄水場と同等の仕様と考えてよろしいでしょうか。	No. 185の回答をご参照ください。
198	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②			図表1-12 新浄水場の要求水準 粉末活性炭吸着設備 ア	「最大浄水量」とありますが、具体的な水量を明示いただくか、算定方法をご教示ください。	最大浄水量の算定式は次のとおりです。 最大浄水量＝市川の取水量（水利権水量：0.695 m ³ /秒＝60,000 m ³ /日）＋排水処理施設からの返送水量 排水処理施設からの返送水量は事業者提案となります。
199	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②			粉末活性炭吸着設備 ウ	「活性炭の注入率は任意とするが、実験等により設定し、根拠を明確にすること」に関して、入札スケジュール内で、実験原水を提供いただく機会はございますでしょうか。	原水の提供は可能です。提供方法・時期については後日、当市ホームページにてお知らせします。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
200	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②	ウ		図表1-12 粉末活性炭吸着設備ウ	粉末活性炭の注入率の他、注入位置や注入・接触方法、接触時間等についても事業者提案（実験等により設定し、根拠を明確にする）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②	ウ		図表1-12 粉末活性炭吸着設備ウ	粉末活性炭の注入率の他、注入位置や注入・接触方法、接触時間等について設定のため、既設甲山浄水場原水を採水させていただけないでしょうか。	No. 199の回答をご参照ください。
202	要求水準書（案）	16	第1	3	(3)	②	オ		図表1-12 粉末活性炭吸着設備オ	「活性炭の貯蔵庫は、計画浄水量に対して、想定する平均注入率から設定すること。なお、活性炭の必要貯蔵日数は10日分以上とすること。」とありますが、貯蔵日数とは平均注入率に対してとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	要求水準書（案）	17	第1	3	(3)	②	ウ		図表1-12 混和池、フロック形成池ウ	「・・・処理流量等の変動に対して・・・」とありますが、計画浄水量60,000m ³ /日が明示されていますが、処理水量の日変動、時間変動の上限と下限をご教示願えないでしょうか。	処理水量の日変動、時間変動は基本的にないため、時間変動の上限と下限はありません。
204	要求水準書（案）	17	第1	3	(3)	②			図表1-12 凝集沈澱池	沈澱方式（傾斜沈降装置の有無、沈降装置を採用する場合の傾斜板か傾斜管か等）について、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	要求水準書（案）	17	第1	3	(3)	②	図表1-12	ろ過池、浄水池	新浄水場	図表1-11で示された水準を満足することで、内面防水は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	要求水準書（案）	17	第1	3	(3)	②			図表1-12 急速ろ過池	ろ過方式、洗浄方式、ろ層構成等は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	要求水準書（案）	17	第1	3	(3)	②	ア		急速ろ過池	「予備池は10池までごとに2池の割合とし、」と記載がありますが、水道施設設計指針の記載の通り、「10池まで毎に1池」の方が経済的かつ合理的であるため、修正をお願いいたたく存じます。	原案のとおりとします。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
208	要求水準書（案）	17	第1	3	(3)	②			図表1-12 新浄水場の要求 水準 急速ろ過池 ア	「予備池は10池までごとに2池の割合」とありますが、具体的には、1～10池で計画すれば2池を、11～20池で計画すれば4池を加えると理解してよろしいか。	ご理解のとおりです。
209	要求水準書（案）	17	第1	3	(3)	②			急速ろ過池 ウ	「ろ過池入り口流量が演算により把握できる場合」とは、どのような方法を想定されていますでしょうか？また、この場合の流量はろ過池1池ごとではなく、全池の合計流量という理解でよろしいでしょうか？合計流量であれば、前段工程の出口流量の計測による代替が認められる、という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ろ過池入り口流量が各系統の流量の合計値で求められる場合を想定しています。 中段及び後段については、ご理解のとおりです。
210	要求水準書（案）	17	第1	3	(3)	②	ウ		図表1-12 急速ろ過池 ウ	「ろ過池の前段及び後段に流量計を設け、ろ過流量を把握できる構成とするが、ろ過池入り口流量が演算により把握できる場合、この限りではない。」とありますが、ろ過池入り口流量はろ過池全池への流量と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	要求水準書（案）	17	第1	3	(3)	②	ア		浄水池	「全池の容量は計画浄水量の1.5 時間分以上を確保すること」と記載がありますが、この滞留時間は有効容量での確保するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	要求水準書（案）	17	第1	3	(3)	②			浄水池 ウ	浄水池以外の場内給水は、浄水池以外の水でよいと理解してよろしいでしょうか。	場内給水は浄水池の水を利用することを想定しています。
213	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②			凝集用薬品注入 設備、塩素処理 設備、消毒設備 イ	有機高分子凝集剤の併用は認められると考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	併用のみならず、有機高分子凝集剤の使用は認めません。
214	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②			凝集用薬品注入 設備、塩素処理 設備、消毒設備 ウ	貯蔵容量は、計画浄水量に対する平均注入率の30日分、という理解でよろしいでしょうか。	貯蔵容量は、計画浄水量に対する平均注入率の30日分以上としてください。
215	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②	図表 1-12	凝集 用薬 品注 入	新浄水場	エ 浄水池にアルミニウムまたはその化合物が漏洩、流出を抑制する対策とは、水処理上の抑制対策と理解してよろしいでしょうか。 ※オ以外の浸水発生時に対しても対応できるものを示すものでしょうか、ご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、想定していません。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
216	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②			図表1-12 凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備	既設甲山浄水場で使用している各薬品（凝集剤、酸剤、アルカリ剤、塩素剤）の種類、注入位置、注入方式について、ご教示願えないでしょうか。	①薬品の種類、②注入位置、③注入方式は以下のとおりです。 ・凝集剤：①ポリ塩化アルミニウム②混和池③ポンプ ・酸剤：①希硫酸②沈砂池③ポンプ ・アルカリ剤：①消石灰②混和池③フィーダー ・塩素剤：①次亜塩素酸ナトリウム②ろ過池手前及びろ過池直後③ポンプ
217	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②			図表1-12 凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備	既設甲山浄水場で使用している各薬品の受入れ形態（何 t ローリーで受け入れているか）について、ご教示願えないでしょうか。	各薬品の受け入れ形態は、以下のとおりです。 ・ポリ塩化アルミニウム及び次亜塩素酸ナトリウム：10t ・消石灰：20kg袋×20 ・希硫酸：1.5t
218	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②			図表1-12 凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備	既設甲山浄水場で使用している各薬品の最短の受入れ頻度について、ご教示願えないでしょうか。	各薬品の最短の受け入れ頻度は、以下のとおりです。 ・ポリ塩化アルミニウム：6日 ・希硫酸：30日 ・消石灰：6ヶ月 ・次亜塩素酸ナトリウム：20日
219	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②	ア	ア(ア)	図表 1-12 凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備 (共通事項) ア(ア)	最小浄水量の設定をお願いします。 ご設定がない場合、薬品注入設備の最小注入量は、「計画浄水量×最小薬品注入率」との考えでもよろしいでしょうか。	前段について、最小浄水量の設定はありません。 後段については、ご理解のとおりです。
220	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②	ア	ア(イ)	図表1-12 凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備 (共通事項) ア(イ)	提示いただいたイメージ図では粉末活性炭設備が屋外に設置されています。粉末活性炭については屋内に保管しなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	粉末活性炭設備の設置場所について、屋内もしくは屋外かは事業者提案としますが、要求水準書（案）P16図表1-12の粉末活性炭吸着設備のエをご参照の上、ご判断ください。
221	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②	ア	ア(エ)	凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備	「薬品注入設備における越流、排水設備、防液堤を設置する」と記載がありますが、薬品によっては空気との接触を防止するため、越流設備を設けない方が好ましい薬品もあります。そのような場合は、越流設備を設けず、別の対処方法でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②	イ		図表1-12 凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備 (凝集剤関連) イ	ポリ塩化アルミニウムの塩基度については、一般的に使用される塩基度50のものと考えてよろしいでしょうか。	「JWWA規格K154:2016 水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）」に適合するものを使用することとします。
223	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②	ウ		図表 1-12 凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備 (凝集剤関連) ウ	ポリ塩化アルミニウムの貯蔵設備は、「平均注入量」の30日分以上の容量という理解でよろしいでしょうか。 また、ポリ塩化アルミニウムの平均注入量は、「計画浄水量×平均注入率」との考えでよろしいでしょうか。 あるいは、平均注入量は、「平均浄水量×平均注入率」でしょうか。この場合、平均浄水量のご設定をお願いします。	ご理解のとおりです。 ただし、新浄水場は常時、最大浄水量（計画浄水量）で運用する予定であり、平均注入量の算出にあたっては、「最大浄水量（＝平均浄水量）×平均注入率」とします。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
224	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②			図表1-12 新浄水場の要求水準 凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備ウ	「ポリ塩化アルミニウムの貯蔵設備は、30日以上確保できる容量」とありますが、これについても他の貯留容量同様、「1日平均注入量の」30日以上と理解してよろしいか。	ご理解のとおりです。 1日平均注入量については、No. 223の回答の後段をご参照ください。
225	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②			凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備キ	1日平均注入量の定義をご教示ください。特に水量については、計画浄水量以外（たとえば平均浄水量）の数値があればご教示ください。	No. 223の回答の後段をご参照ください。
226	要求水準書（案）	18	第1	3	(3)	②			図表 1-12 凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備（pH調整剤関連）キ	酸剤およびアルカリ剤の貯蔵設備容量を決めるための「1日平均注入量」とは、「計画浄水量×平均注入率」との考えでよろしいでしょうか。あるいは、「平均浄水量×平均注入率」でしょうか。この場合、平均浄水量のご設定をお願いします。	No. 223の回答の後段をご参照ください。
227	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	ケ		凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備	「注入場所は、前塩素（着水井）、中塩素（沈澱池流出渠）、後塩素（ろ過池流出渠）の3か所とし、」と注入点を具体的にお示しいただいておりますが、前塩素、中塩素、後塩素の3か所の注入は必須とし、具体的な注入点は事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
228	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②			凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備サ	1日平均注入量の定義をご教示ください。特に水量については、計画浄水量以外（たとえば平均浄水量）の数値があればご教示ください。	No. 223の回答の後段をご参照ください。
229	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②			図表 1-12 凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備サ	塩素剤の貯蔵設備容量を決めるための「1日平均注入量」とは、「計画浄水量×平均注入率」との考えでよろしいでしょうか。あるいは、「平均浄水量×平均注入率」でしょうか。この場合、平均浄水量のご設定をお願いします。	No. 223の回答の後段をご参照ください。
230	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	図表1-12		新浄水場	塩素剤の保管における温度管理方法ですが、空調による方式限定か、空調以外の方式も選択が可能かご教示ください。	空調による方式に限ります。
231	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	図表1-12	排水池、排泥池	新浄水場	汚泥の有効活用を別途ご検討されているかご教示ください。	検討していません。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
232	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	図表 1-12		排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機	現施設で、汚泥関係、特に汚泥のストックヤードにおいて何らかの臭気対策はされていますでしょうか。またここにおいて臭気に対する苦情はございましたでしょうか。新浄水場での汚泥の臭気対策は、現時点で必要ないとお考えでしょうか。	前段について、現施設で臭気対策はしていません。中段について、現施設で臭気に対する苦情はありません。後段について、汚泥の臭気対策は必須条件ではありませんが、事業者提案を排除するものではありません。
233	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②			排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機	汚泥濃縮や脱水における、有機高分子凝集剤の使用は認められるでしょうか。	使用は認めません。
234	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②			図表 1-12 排水地、排泥池、濃縮槽、脱水機	冬期の脱水性能確認のため、既設甲山浄水場の沈澱排泥を採泥させていただけないでしょうか。	沈澱排泥の採泥を行うこととし、提供方法・時期は別途当市ホームページにてご案内します。
235	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	ア		図表 1-12 排水地、排泥池、濃縮槽、脱水機 ア	「排水処理施設で沈降分離した上澄水は、着水井等へ返送するクローズドシステムとすること。」とありますが、沈降分離は排水池、排泥池、濃縮槽のいずれかで行えば問題無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	ウ		図表 1-12 排水地、排泥池、濃縮槽、脱水機 ウ	「…停止させても計画排水量が…」とありますが、ここにおいて記載されている”計画排水量”とは、事業者が提案により決定するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	エ		図表 1-12 排水地、排泥池、濃縮槽、脱水機 エ	「脱水ケーキの含水率は70%以下とすること」と記載されていますが、この数値は目標値と考えてよろしいでしょうか。	脱水ケーキの含水率は70%以下は、目標値ではなく、日々の運転の上限値になります。
238	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	エ		図表 1-12 排水地、排泥池、濃縮槽、脱水機 エ	「脱水ケーキの含水率は70%以下とすること」と記載されていますが、脱水ケーキの含水率に変動があった場合、平均（年間、月間など）で70%以下であれば、要求水準を満足していると考えてよろしいでしょうか。	脱水ケーキの含水率は70%以下は、日々の運転の上限値になります。
239	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	エ		図表 1-12 排水地、排泥池、濃縮槽、脱水機 エ	「脱水ケーキの含水率は70%以下とすること」と記載されていますが、浄水場外に搬出される時点において、この数値を達成していればよろしいのでしょうか。	「脱水ケーキの含水率は70%以下とすること」は、浄水場外に搬出される時点ではなく、脱水機から搬出される段階で達成する数値です。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
240	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	エ		排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機	汚泥濃縮や脱水における、有機高分子凝集剤の使用は認められますでしょうか。	No. 233の回答をご参照ください。
241	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	エ		排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機	すべての濁度条件において、日中運転である必要はありますでしょうか。	日中運転で行う必要があります。
242	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	エ		排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機	脱水ケーキの形状や厚みなどは既存と同等なものであれば良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
243	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	エ		排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機	発生したケーキの有効利用は、想定していないと考えてよろしいでしょうか。	No. 231の回答をご参照ください。
244	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	エ		排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機	脱水機のろ布洗浄回数は1日1回以上必要と考えてよろしいでしょうか。	脱水機のろ布洗浄回数は事業者提案とします。
245	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	オ		図表 1-12 排水地、排泥池、濃縮槽、脱水機 オ	汚泥処理棟の監視室には、職員の方が常駐されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	カ		排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機	脱水ケーキのストックヤードの設置場所は、屋外を想定していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。風雨対策は必要です。
247	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	カ		図表 1-12 排水地、排泥池、濃縮槽、脱水機 カ	「汚泥ストックヤード…」とありますが、ここにおいて記載される”汚泥”とは、要求事項「エ」に記載の”脱水ケーキ”と同義でしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
248	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	キ		図表 1-12 排水地、排泥池、濃縮槽、脱水機 キ	「汚泥重量を計量…」とありますが、ここにおいて記載されている”汚泥”とは、要求事項「エ」に記載の”脱水ケーキ”と同義でしょうか。	ご理解のとおりです。
249	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	図表 1-12		送水ポンプ設備	送水ポンプの送水先である甲山低区配水池は甲山低区配水池の平均水需要に対し、何時間分の容量がありますか。新浄水場が定量運転であれば、送水ポンプも基本的に定量運転になると想定されます。需要変動の吸収は基本的に低区高区各配水池で行われると考えてよいでしょうか。もし、1.5時間以上の容量をもつ場内の浄水池でも需要の吸収を考えなければいけないとすれば、既存の浄水場の送水量と浄水量、水位の推移（日報などのデータ）をいただけないでしょうか。	前段について、甲山低区第1・第2配水池の合計容量は、平均水需要に対して、約13時間分の容量があります。中段については、ご理解のとおりです。後段については、甲山低区第1・第2配水池、甲山高区配水池において必要な容量を確保しているため、浄水池において需要の吸収を行う必要はありません。
250	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	ア		図表 1-12 送水ポンプ設備 ア	「16時間で少なくとも60,000m ³ を送水できる」（送水量 3,750 m ³ /hが確保できる）能力及び台数のポンプを選定しますが、これよりも少ない水量での送水を想定されていますでしょうか。その場合、最低送水量（〇m ³ /h）の設定をお願いします。	甲山低区第1・第2配水池の運用水位によっては3,750m ³ /時を下回る送水を行う場合も想定されますが、最低送水量の設定はありません
251	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	ア		図表 1-12 送水ポンプ設備 ア	送水ポンプのウォーターハンマー検討のため、送水管の管路縦断図（計画図、既設図等）及び送水先の低区第1配水池、低区第2配水池の流入管の吐出レベル（配水池内の流入管から水が流出するレベル）が分かる図面等を提示いただけないでしょうか。	参考資料10（修正）と参考資料15（追加分）をご参照ください。
252	要求水準書（案）	19	第1	3	(3)	②	ア		図表 1-12 送水ポンプ設備 ア	甲山低区配水池への送水ポンプ設備の設計（仕様決定）には、送水管の管種、口径、布設ルート、縦断図等の送水管条件が必要となります。工事完了見込みがR11年度となっています（工事完了後からの送水ポンプ設計着手では、本事業の工期に間に合わないと考えます）が、詳細設計で送水管条件が決定する（送水条件が提示される）のがいつ頃になるか、教示願えないでしょうか。	詳細設計資料は、甲山低区配水池送水管布設工事を発注後に開示します。
253	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	②	エ		電気計装設備	「高圧遮断器の形式を真空遮断器（VCB）とすること。」とありますが、低圧遮断器の形式については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
254	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	②	カ		図表 1-12 電気計装設備 (受変電設備) カ	「自家発電設備の…」と、後段に記載の非常用自家発電設備とは、同じ機器を指していると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	②			図表 1-12 電気計装設備 (非常用自家発電設備)	非常用自家発電設備の運用方法として、電力会社からの電源供給が止まった際に稼働させる発電機という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
256	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	①			電気計装設備ケ	「72時間以上の連続運転」における水量条件をご教示ください。	浄水処理施設及び排水処理施設は最大浄水量（計画浄水量）、送水施設は60,000 m ³ /日です。
257	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	①			電気計装設備ケ	「72時間以上の連続運転」の対象は、浄水～送水・配水で最小限必要な施設と考えてよろしいでしょうか。	60,000m ³ /日の浄水を作るために運転が必要な、浄水処理施設、排水処理施設、送水施設の一連の設備を対象としてください。
258	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	②	コ		電気計装設備	動力設備は動力制御盤方式、C/C-RY方式のいずれでも良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
259	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	②	コ		図表 1-12 電気計装設備 (運転操作設備) コ	「負荷のシーケンス制御方式は、負荷の種類に応じて、リレー方式、PLC方式を使い分けること。」とありますが、どの負荷をリレー方式もしくはPLC方式にするかは事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	②	図表 1-12		新浄水場	監視制御設備で導入するLCD監視装置の台数は中央監視室に3台以上、事務室に2台の合計5台以上と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	②	図表 1-12		新浄水場	監視制御設備で保存するトレンドデータのサンプリング周期をご教示ください。	設置する機器が維持管理上必要と想定する周期としてください。
262	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	②	図表 1-12		新浄水場	新浄水場と場外施設をIP-VPNで結ぶよう指定がございますが、指定の場外施設がデジタル通信回線の引き込みが可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	②	チ		電気計装設備	既設甲山浄水場～甲山低区第2配水池は現状テレメータ専用回線にて監視制御を行っておりますが、NTTによるアナログ専用回線方式が2029年に廃止となることから、それまでに他の通信方式に変更する必要があると想定されます。上記変更に伴う業務は本事業の対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
264	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	②	ツ		電気計装設備	<p>「別途工事により保城浄水場において整備される配水コントロールシステムを本事業完了後に移設する予定であるため、管理棟の操作室の大きさ、レイアウトはそれらを踏まえて検討すること。（別紙8）」とありますが、移設対象となる設備が別紙8から読み取れないため、移設対象設備の外形図、重量等についてご提示頂けないでしょうか。なお、移設にあたり本事業で整備しておく設備（端子台、LAN接続口、等）があればご教示ください。</p>	<p>前段について、 TM/TC親局装置盤(5) 700cm×600cm×2300cm 360kg TM/TC親局装置盤(6) 600cm×530cm×2300cm 360kg 大型液晶モニタ(1) 1477cm×900cm×2005cm 60kg 大型液晶モニタ(2) 1477cm×900cm×2005cm 60kg 大型液晶モニタ(3) 1477cm×900cm×2005cm 60kg LCD監視装置(1) 1200cm×1000cm×700cm(27型モニタ含まず) 150kg LCD監視装置(1) 1200cm×1000cm×700cm(27型モニタ含まず) 150kg LCD監視装置(1) 1200cm×1000cm×700cm(27型モニタ含まず) 150kg プリンタ 800cm×1000cm×700cm 120kg PC帳票端末 800cm×1000cm×700cm(23.8型モニタ含まず) 60kg CPS監視用端末 800cm×1000cm×700cm(23.8型モニタ含まず) 60kg データベース装置 700cm×800cm×2300cm 400kg Webサーバ装置 700cm×800cm×2300cm 400kg IoTゲートウェイ装置 700cm×800cm×2300cm 350kg 親局装置(1) 700cm×600cm×2300cm 330kg 親局装置(2) 700cm×600cm×2300cm 330kg 親局装置(3) 700cm×600cm×2300cm 330kg UPS電源装置 2600cm×1000cm×2300cm 2700kg 後段については、IP-VPN方式で接続するための保安器盤の予備スペース、配水コントロールセンターまでの配線ルート の確保をお願いいたします。</p>
265	要求水準書（案）	20	第1	3	(3)	②	ツ		新浄水場の要求水準	<p>『別途工事により保城浄水場において整備される配水コントロールシステムを本事業完了後に移設する予定であるため、管理棟の操作室の大きさ、レイアウトはそれらを踏まえて検討すること』とございます。配水コントロールシステムの移設作業は本工事にて設計変更にて施工でしょうか。</p>	<p>移設は本事業には含みません。</p>
266	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②	テ		電気計装設備の既設改造について	<p>既設の場外設備である保城浄水場、船津浄水場の監視システムの改造については、固有の電機メーカー（既設メーカー）に依存する内容（メーカー固有技術に依存し、品質保証の観点からも既設メーカー対応が合理的である内容）となります。競争相手となり得る同業他社より見積り引合いを実施した場合に回答を受領できない可能性や自治体様向け価格と大幅に乖離した価格回答となる可能性があります。その場合、参入の障壁及び公平な競争を阻害する内容となるため本事業外（別途工事）としていただけないでしょうか。（公平性・競争性の観点から昨今の他DB発注事例では別途工事とする傾向となっております。）</p>	<p>浄水場建設事業で異なる複数メーカーの既設監視システムや既設盤の改造を実施することは特殊なことではありません。新浄水場建設と密接に関係し一体で施工する必要があるため、原案のとおりとします。</p>
267	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②	(テ)		図表1-12 電気計装設備	<p>保城浄水場、船津浄水場の監視システムの改造については、既設メーカーに依存する内容であり、公平な競争を阻害する内容となる懸念がある事から今回の事業範囲外の工事として頂けないでしょうか？</p>	<p>No. 266の回答をご参照ください。</p>

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
268	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②	テ		図表 1-12 電気計装設備 (監視制御設備) テ	「…必要となる保城浄水場、船津浄水場の監視システムの改造も実施すること」とありますが、既設監視システムの改造を事業に含めると競争性を阻害すると思えますので、本事業の範囲外にさせていただけないでしょうか。	No. 266の回答をご参照ください。
269	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②			図表1-12 新浄水場の要求水準 電気計装設備 テ	保城浄水場、船津浄水場の監視システムの改造を実施することとなっておりますが、既設監視システムの改造は、既設メーカーに依存することから、競争性を阻害すると思えられますので今回の事業範囲外にさせていただけないでしょうか。	No. 266の回答をご参照ください。
270	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②	ト		図表 1-12 電気計装設備 (計装設備) ト	原水、処理水、浄水等で連続監視のために計測する水質項目（水質計器）については、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)				新浄水場（電気計装設備）	将来、保城浄水場の配水コントローラシステムが移設されますが、スペース及び電源容量確保のため下記をご教示下さい。（別紙8参照図は対象以外も有るため） ①移設機器リスト ②外形寸法 ③電源容量	TM/TC親局装置盤(5) 700cm×600cm×2300cm 333VA TM/TC親局装置盤(6) 600cm×530cm×2300cm 110VA 大型液晶モニタ(1) 1477cm×900cm×2005cm 798VA 大型液晶モニタ(2) 1477cm×900cm×2005cm 798VA 大型液晶モニタ(3) 1477cm×900cm×2005cm 798VA LCD監視装置(1) 1200cm×1000cm×700cm(27型モニタ含まず) 406VA LCD監視装置(1) 1200cm×1000cm×700cm(27型モニタ含まず) 406VA LCD監視装置(1) 1200cm×1000cm×700cm(27型モニタ含まず) 406VA プリンタ 800cm×1000cm×700cm 最大:1,500W 以下 PC帳票端末 800cm×1000cm×700cm(23.8型モニタ含まず) 362.6VA CPS監視用端末 800cm×1000cm×700cm(23.8型モニタ含まず) 378VA データベース装置 700cm×800cm×2300cm 896VA Webサーバ装置 700cm×800cm×2300cm 718.2VA IoTゲートウェイ装置 700cm×800cm×2300cm 400VA 親局装置(1) 700cm×600cm×2300cm 330VA 親局装置(2) 700cm×600cm×2300cm 240VA 親局装置(3) 700cm×600cm×2300cm 380VA UPS電源装置 2600cm×1000cm×2300cm 最大入力33KVA
272	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②	(オ)		図表1-12 管理棟 別紙6	見学者用会議室は、土足で入室可能とする事と記載されていますが、見学者は全ての場所に土足で移動する認識でよろしいでしょうか？	見学者は全ての場所に土足で移動しません。土足が可能な部屋は別紙6に示すとおりです。 見学者の部屋については、事業者提案としますが、中央管理室、配水コントロールセンター、水質検査室は土足での入室を禁止とします。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
273	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②	(オ)		図表1-12 管理棟 別紙6	工作室は土足で入室可能とすること。器材庫は、工作室の隣か一体の室とすることと記載していますが、器材庫についても土足で入室可能の認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
274	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②	カ		管理棟	「管理棟には以下に示す建築付帯設備を設置すること。ただし、排煙設備、消防設備等で、法的に設置が義務付けられていないものについては任意とする。」とありますが、提案書提出までに所轄消防署と事前協議を行ってもよろしいでしょうか。不可の場合は、想定される設備でご提案いたしますので、契約後の所轄消防署との協議により必要設備が変更になった場合は、設計変更対象として協議して頂けるという理解でよろしいでしょうか。（事前協議を行ったにも関わらず、事前協議内容と違う指導や新たな要望を受けた場合も同様の取り扱いをお願いします。）	市消防局との事前協議は事業者の判断で行ってください。ただし、ご質問の事項は契約後の詳細設計において市消防局との協議により本決定されるものであるため、提案時の事前協議内容と違う指導や新たな要望を受けた場合でも、設計変更の対象外とします。なお、消防検査において、計画通知（変更含む）内容と違う指導や新たな要望を受けた場合については、設計変更の対象とします。
275	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②			管理棟 カ (建築機械設備)	自動制御設備の記載がありますが、監視室から全ての建築設備の発停、状態監視を行うことを希望されてますでしょうか？	監視室から行う発停、状態監視は、建築機械設備のうち、空調設備を対象とします。
276	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②			管理棟 カ (建築電気設備)	電熱設備はどのような設備を想定されていますでしょうか？	電熱を利用する設備は、給湯器、暖房機などを想定していますが、別の熱源で代替できる場合、電熱設備の設置は任意とします。
277	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②			管理棟 カ (建築電気設備)	電話はPHSを希望されますでしょうか	不可とします。
278	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②			管理棟 カ (建築電気設備)	防犯・入退室管理設備はどのような設備を想定されていますでしょうか？	水質検査室、中央監視室、配水コントロールセンターを対象として、暗証番号式、カード式、カメラ式を想定しております。
279	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②			図表1-12 管理棟	エレベーターの人荷用の積載荷重、積載人数をご教示願います。	積載荷重は600kg、積載人数は9人以上です。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
280	要求水準書（案）	21	第1	3	(3)	②			図表1-12 新浄水場の要求水準 管理棟	「管理棟の見学者ルート最上階（屋外）」とありますが、（屋外）とは屋外から見学するようにならなければならないと理解してよろしいか。	建物の形状によりますので、必ずしも屋外でなくても構いません。
281	要求水準書（案）	22	第1	3	(3)	②	ウ		図表 1-12 屋内配管 ウ	「可とう管類は配管材と同じ材質のものとすること。」とありますが、可とう管類のフランジのみが同じ材質であればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
282	要求水準書（案）	22	第1	3	(3)	②	オ		屋内配管	「躯体貫通部における止水処理を行う」と記載がありますが、想定されている止水工法があればご教示ください。	躯体貫通部の配管について、パドル付配管を用いてコンクリート打設と併せた布設や、やむを得ず箱抜きにする場合は管廻りに対して十分な防水処理を施すことを想定しています。
283	要求水準書（案）	22	第1	3	(3)	②			図表 1-12 屋内配管	配管材料の証明提出書類は以下の理解でよろしいでしょうか。 ・ 鋳鉄管、弁類の水協規格品：水協証明書 ・ 鋼管、ステンレス管：材料証明書（ミルシート）	ご理解のとおりですが、詳細については承諾函等で確認します。
284	要求水準書（案）	22	第1	3	(3)	②	エ		屋内バルブ・ゲート設備	「バタフライ弁を採用する場合は、ゴム弁座の交換が容易な形式を採用」と記載がありますが、ゴム弁座の交換が不要（ゴム弁座も実用上、バルブ自体の寿命と同等期間で使用可能）なもので、かつ汎用性・信頼性の高いJWWA規格を満足しているバタフライ弁であれば使用可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については承諾函等で確認します。
285	要求水準書（案）	22	第1	3	(3)	②	エ		図表 1-12 屋内バルブ・ゲート設備 エ	設置スペースの制約により水道間面バタフライ弁の配置が困難な場合があるため、短面間型やフランジレス型の使用を認めていただけますようお願いいたします。	短面間型を採用した場合は製造メーカーに限られること、またフランジレス型を採用した場合はバルブだけの更新が不可能となります。将来更新時の施工性や機器選定、高コストにおいて不都合になるため、短面間型やフランジレス型の使用は認めません。
286	要求水準書（案）	22	第1	3	(3)	②	オ		図表 1-12 屋内バルブ・ゲート設備 オ 場内配管 サ	バルブの開閉方向について、屋内バルブは右閉め左開き、埋設バルブは左閉め右開きとなっておりますが、間違いはないでしょうか。	バルブの開閉方向に間違いはありません。
287	要求水準書（案）	22	第1	3	(3)	②	図表 1-12	屋内バルブ 新浄水場	カ	維持管理が良好なバルブであっても特定のメーカーのラインナップに無い場合は採用できないという理解でよろしいでしょうか。	維持管理性が良好なバルブであれば、異なるメーカーの採用を認める場合があります。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
288	要求水準書（案）	22	第1	3	(3)	②	カ		図表 1-12 屋内バルブ・ゲート設備 カ	浄水処理、排水処理に係る主配管に設置するバルブの製作メーカーを統一した場合、製作メーカーによっては特注品を手配することになり、合理的なバルブ選定とはならない恐れがあります。バルブの種類毎でのメーカー統一は必須としても、種類の違うバルブではメーカーが異なることも認めていただけませんか。（例：仕切弁：A社で統一、バタフライ弁：B社で統一、逆止弁：C社で統一、偏心構造弁：D社で統一・・・等）	No. 287の回答をご参照ください。
289	要求水準書（案）	22	第1	3	(3)	①			場内配管 ア	管内流速の考え方についてご指定はありますでしょうか。また、各施設に設置するドレン管、オーバーフロー管の口径選定における考え方についても、ご指定はあるでしょうか。	前段及び後段とも指定はありません。水道施設設計指針（公益社団法人 日本水道協会）等に基づき検討してください。
290	要求水準書（案）	22	第1	3	(3)	①			場内配管 イ	ダクタイル鋳鉄管の内外面塗装の種類についてご指定はあるでしょうか。	内面はJWWA G112（内面エポキシ樹脂粉体塗装）、外面はJWWA G113, G114, G120, G121（水道用ダクタイル鋳鉄管、同異形管、水道用GX形ダクタイル鋳鉄管、同異形管）とします。
291	要求水準書（案）	22	第1	3	(3)	②	ウ		場内配管	「地震時に損傷した場合、浄水場の供給能力が減少しないように管路を複数化して能力を分散する」と記載がありますが、着水井以降の連絡配管（たとえば、着水井～沈澱池間や、沈澱池～急速ろ過池間）については、全て管路を複数化するという理解でよろしいでしょうか。	浄水処理施設の流入部あるいは流出部の管路が複数の場合、1本の管路が停止する場合においても、他の管路により計画浄水量を確保することを求めており、着水井以降の連絡配管を全て複数化することではありません。
292	要求水準書（案）	22	第1	3	(3)	②	ウ		場内配管	「地震時に損傷した場合、浄水場の供給能力が減少しないように管路を複数化して能力を分散する」と記載がありますが、排水処理設備関連の場内連絡配管（たとえば、排水池～排泥池間、排泥池～濃縮槽間）なども、全て管路を複数化するという理解でよろしいでしょうか。	排水処理設備関連の場内連絡配管については、複数化は必要ありません。
293	要求水準書（案）	23	第1	3	(3)	②	図表 1-12	場内配管	新浄水場	ウ 応急復旧が困難にならない布設位置深さと考える貴市の想定深さをご教示ください。	管路設計に係る指針に基づいて、構造計算等を行ったうえで算出された深さを想定しています。
294	要求水準書（案）	23	第1	3	(3)	②			場内配管 オ	不平均力の計算に使用する設計水圧の考え方について基準のご指定はあるでしょうか。	浄水場内の設計水圧について、市の基準はありません。管路設計に係る指針に基づいて、設計水圧を設定してください。
295	要求水準書（案）	23	第1	3	(3)	②			場内配管 カ	可とう性のある管路（可とう管）の材質は鋼製でもよろしいでしょうか。	鋼製は認めません。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
296	要求水準書（案）	23	第1	3	(3)	①	イ		図表 1-12 門扉・フェンス等 イ	電動門扉の高さは、外周フェンス同様1.8mでしょうか。また必要幅員は、事業者提案でよろしいでしょうか。	前段及び後段とも事業者提案です。
297	要求水準書（案）	23	第1	3	(3)	②	図表 1-12		門扉・フェンス	オ、カ ITVの設置目的が既設を含めた場内等の「監視・制御」となっていますが、ITVは「監視」が目的で「制御」は20ページの監視制御設備との認識でよろしいでしょうか。もしくは「制御」はITV自身の制御（首振り・照明・ズーム）を意味するのでしょうか。	ITVにおける「制御」はITV自身の制御（首振り・照明・ズーム）を意味します。
298	要求水準書（案）	24	第1	3	(4)	①	ア		水処理機能に関する事項	本事業の対象外である既存施設も含めた提案は認められるでしょうか。	提案は認めます。 将来の施設管理や維持管理に考慮してください。
299	要求水準書（案）	24	第1	3	(4)	①	イ		水処理機能に関する事項	本事業の対象外である既存施設も含めた提案は認められますでしょうか。	No. 298の回答をご参照ください。
300	要求水準書（案）	24	第1	3	(4)	①	ウ		水処理機能に関する事項	本事業の対象外である既存施設も含めた提案は認められますでしょうか。	No. 298の回答をご参照ください。
301	要求水準書（案）	24	第1	3	(3)	②	図表 1-12		新浄水場	ITVの画質に関する指定をご教示ください。	有効画素数200万画素以上とします。
302	要求水準書（案）	24	第1	3	(3)	②	図表 1-12		新浄水場	外灯の設置に関し、必要となる照度をご教示ください。	「JIS照度基準（工場）（一般財団法人 日本規格協会）」に則り、夜間時における巡回管理、緊急対応、災害時における夜間の応急給水に対応できる照度で提案してください。
303	要求水準書（案）	24	第1	3	(3)	②			門扉・フェンス等 カ	撤去する既設ITVの数量をご教示ください。	撤去する既設ITVは3台です。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
304	要求水準書（案）	24	第1	3	(3)	②	ア		図表 1-12 応急給水設備棟、雨水調整池、場内道路、植栽 ア	「給水車（3t車）、資材運搬車（2t車）等50台が駐車可能な広さの駐車場」とありますが、50台の内訳（給水車●台、資材運搬車▲台、乗用車◆台等）について、教示願えないでしょうか。	内訳は指定していませんが、給水車が50台駐車可能となるようにしてください。また、給水活動に支障を及ぼさない配置にしてください。
305	要求水準書（案）	24	第1	3	(3)	②	ウ		図表 1-12 応急給水設備棟、雨水調整池、場内道路、植栽 ウ	応急給水設備への給水は送水管及び甲山幹線からのみで、浄水池の水を利用する場内給水とは独立したものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
306	要求水準書（案）	24	第1	3	(3)	②			応急給水設備等、雨水調整池、場内道路、植栽 エ	雨水調整池の容量が変更となる可能性を検討したいので、現時点の容量（550m ³ ）について根拠や考え方を教示ください。また、これまでの関係機関協議の実施状況や内容をご教示ください。	現時点の容量（550m ³ ）は、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）を基に、市で検討した施設配置計画に基づき算出しています。関係機関との協議については、兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所と協議をしております。また、本事業の施設配置計画を踏まえて協議を実施する必要があります。
307	要求水準書（案）	24	第1	3	(3)	②			応急給水設備等、雨水調整池、場内道路、植栽 カ	排水可能な周辺水路を図面上でお示し願います。また、想定されている吐口の位置や標高も教示ください。	参考資料17（追加分）をご参照ください。
308	要求水準書（案）	24	第1	3	(3)	②			応急給水設備等、雨水調整池、場内道路、植栽 ク	緩衝緑地帯の設置について、準拠すべき基準等があれば教示ください。	「環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）」に準拠してください。
309	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)				提案を求める事項（案）	本項に記載の項目について、入札公告時に具体的な評価基準、技術点内訳が公表されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
310	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)	① ②			提案を求める事項（案） 水質変動	原水水質の変動を早期に把握するため、沈砂池内に水質計器を設置する提案は認められるでしょうか。	提案は認めます。提案する設備等は将来において沈砂池等を更新する際、移設が可能なものとしてください。
311	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)	①	ウ		提案を求める事項（案） 油の流入	油の流入は、取水または沈砂池での検知ができるものと考えてよろしいでしょうか。	油の流入は、既設甲山浄水場の沈砂池で検知できます。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
312	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)	②			提案を求める事項（案） 平常時及び非常時の施設の安定性に関する事項	”平常時”および”非常時”とは、事業者が提案により決定するものと考えてよろしいでしょうか。	「平常時」とは、安定的に計画浄水量60,000m ³ /日が確保できる状況を、「非常時」とは、地震などの災害等により施設に異常が発生し計画浄水量60,000m ³ /日が確保できない状況を想定しています。
313	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)	⑤	ア		水処理機能に関する事項	ライフサイクルコストの低減について、提案内容を定量評価するお考えでしょうか。定量評価の予定がある場合は、単価を設定いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
314	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)	⑦	エ		提案を求める事項（案）	「コスト低減に資する」のコストは、イニシャルコストは入札額に織り込まれますのでランニングコストを指しますか。	入札公告時に示します。
315	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)	⑦	エ		提案を求める事項（案）	「コスト低減に資する」とありますが、「品質や安全確保に資する」ものは対象外ですか。	入札公告時に示します。
316	要求水準書（案）	25	第1	3	(4)	⑦	エ		提案を求める事項（案）	「新技術」は定義が不明確です。例えばここ10年くらいで普及してきた技術、実績の有無など、具体的な記載をしていただけませんか。	入札公告時に示します。
317	要求水準書（案）	26	第1	4	(1)				遵守すべき関係法令等	土壌汚染対策法への対応に関して、地歴調査や現地での土壌調査は、局の対応範囲と考えてよろしいでしょうか？ 特に、新規用地の盛土部分の汚染状況の調査が必要になった場合、大規模な調査や工事時の対策が必要になることなどを懸念しております。	事業者の対応範囲です。 参考資料13（追加分）に示すとおり、上下水道局資材置場として使用していた箇所は土壌調査を実施した結果、形質変更時要届出区域に指定されましたが、土壌汚染の除去を行い指定解除になりました。 なお、導水管布設工事及び新浄水場一次造成工事において土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づき、「一定の規模以上の土地の形質変更届出書」を関係部署に届出しておりますが、新浄水場建設にあたり、施工開始前に同届出書を関係部署に届出していただく必要があります。
318	要求水準書（案）	26	第1	4	(1)				遵守すべき関係法令等	入札後に関係法令等が改訂されたことにより、構造物や設備の仕様の変更が必要になった場合には、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
319	要求水準書（案）	28	第1	4	(2)				適用する仕様書等	「仕様書等は事業提案書の受付締切日の30日前における最新版を適用する。なお、仕様書等に定めのない事項については市の確認を要する。」とありますが、受付締切日の30日前から建設業務が完了するまでに、仕様書等が改訂され、構造物や設備の仕様の変更が必要になった場合には、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
320	要求水準書（案）	28	第1	4	(2)				適用する仕様書等	「仕様書等は事業提案書の受付締切日の30日前における最新版を適用する。なお、仕様書等に定めのない事項については市の確認を要する。」とありますが、提案書提出後に貴市との確認により構造物や設備の仕様の変更が必要になった場合には、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	提案書提出後に市の責により構造物や設備の仕様の変更を行う場合は、設計変更対象となります。
321	要求水準書（案）	28	第1	4	(2)				適用する仕様書等	本事業に適用する指針等は、事業提案書の提出時点において最終版を適用する。と記載されています。特定後、詳細設計を実施する時点で、改訂された指針等を指定される場合には、設計変更があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	要求水準書（案）	28	第1	4	(2)				適用する仕様書等	「・・・仕様書等は事業提案書の受付締切日の30日前における最新版を適用する。」とありますが、その後に仕様書等が改訂されたことにより、構造物や設備の仕様の変更が必要になった場合には、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	要求水準書（案）	30	第2	1					調査業務（土壌汚染調査）	既設浄水場と新浄水場用地について、土壌汚染対策法に基づく調査は実施済みでしょうか？未実施の場合、市にて実施されるものと考えてよろしいでしょうか？	既設浄水場については、導水管布設工事の影響範囲について「一定の規模以上の土地の形質変更届出書」を関係部署に届出しました。新浄水場用地については、No. 317の回答をご参照ください。
324	要求水準書（案）	30	第2	1	(3)				地下埋設物調査	立会確認とは、試掘調査無しの地上からの確認という理解でよろしいでしょうか。	立会確認とは各地下埋設物管理者と行うものであり、試掘調査の立会を行うこともあります。
325	要求水準書（案）	30	第2	1	(3)				地下埋設物調査	地下埋設物（工事への障害物）が発見された場合の対処（撤去、移設、障害排除等）はリスク分担表（案）のとおり、貴市の所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
326	要求水準書（案）	30	第2	1	(6)				周辺影響調査	「必要に応じて以下の調査等業務を行うこと。」とありますが、本項に記載の調査業務については、事業者にて必要の要否を判断し、計画に含むという理解でよろしいでしょうか。なお、事業開始後に貴市からの指示等により調査業務が増加した場合は、増額変更対象として頂けますでしょうか。	前段及び後段とも、市との協議の上、決定します。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
327	要求水準書（案）	30	第2	1	(6)				周辺影響調査	周辺に井戸などの施設がある場合、その施設に関する情報や影響評価が行える情報をご教示頂けないでしょうか？参考資料3によれば、地盤において地下水水位以下に帯水層と考えられる礫層があります。	井戸に関する情報や影響評価が行える提供できる情報はありません。事業者で調査する必要があります。
328	要求水準書（案）	31	第2	1	(6)				遺跡・文化財調査	現在施工中の造成工事を開始するに当たり行った遺跡・文化財調査の調査結果資料を開示して頂けますでしょうか。	開示できる調査結果資料はありません。
329	要求水準書（案）	31	第2	1	(6)				遺跡・文化財調査	新設浄水場敷地内で遺跡や文化財が発見された場合には、大幅な工期遅延が想定されます。近隣の経験や経緯から、現状でこれらの可能性はあるのでしょうか？	事業地は史跡等・周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しておりません。 工事中に土器等の出土により埋蔵文化財が存在すると認められた場合には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき文化財課との調整が必要となります。
330	要求水準書（案）	31	第2	1	(6)				周辺影響調査 遺跡・文化財調査	遺跡・文化財調査は貴市にて実施済みでしょうか。実施済みの場合は、調査結果を提供願えないでしょうか。	実施していません。
331	要求水準書（案）	31	第2	1	(6)				周辺影響調査 (遺跡・文化財調査)	遺跡・文化財調査が必要な範囲を、開示をお願いします。	No. 329の回答の前段をご参照ください。
332	要求水準書（案）	31	第2	1	(7)				調査結果報告書の提出	「調査により周辺環境や本施設の設計・建設に影響を及ぼすことが判明した場合は適切な対策を講じること。」とありますが、提案時に予見ができないものにより、対策が必要となった場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	協議の上、決定します。
333	要求水準書（案）	31	第2	1	(7)				調査結果報告書の提出	「調査により周辺環境や本施設の設計・施工に影響を及ぼすことが判明した場合は必要かつ適切な対策を講じること。」と記載がありますが、予見できない事象が発生した場合の対応にかかわる費用については別途協議と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
334	要求水準書（案）	31	第2	1	(7)				調査結果報告書の提出	調査結果により設計・施工に影響を及ぼす事が判明した場合、貴市による費用負担となるという理解でよろしいでしょうか。	協議の上、決定します。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
335	要求水準書（案）	31	第2	1	(8)				調査実施にあたっての留意事項	「提供する既存図面については、必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではないため、現地調査を行う際は留意すること。」とありますが、最新情報が反映されていないことを含む既存図面の不備により対策が必要となった場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	協議の上、決定します。
336	要求水準書（案）	31	第2	1	(8)				調査実施にあたっての留意事項	「提供する既存図面については、必ずしも最新の埋設状況を反映しているものではない…」とありますが、地質調査等の調査結果が提供された既存図面と異なり、杭の増加や地盤改良が必要となった場合や工期延長や工事費増加となる場合には、増額変更の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	協議の上、決定します。
337	要求水準書（案）	32	第2	2	(2)				基本設計及び詳細設計	「・・なお、施工計画は工事前仮設道路を利用したものとすること。」とありますが、 1. 「工事前仮設道路」とは「新浄水場一次造成工事」で整備した仮設道路のことでしょうか。 2. また、その場合、上記の仮設道路以外を場内（新浄水場建設予定地敷地境界の内）に作成して使用しても良いでしょうか。 3. 場外から場内への工事前車両の進出入口の位置・箇所数には制約はありますか。	1はご理解のとおりです。 2はご理解のとおりですが、仮設道路を工事において使用することとし、使用期間を設けてください。 3について、進出入口は参考資料16（追加分）に示す2箇所を定めています。
338	要求水準書（案）	32	第2	2	(2)	②			詳細設計	詳細設計の期限について、建設も含め令和13年3月までに完了していれば良い（詳細設計個別では期限が設けられていない）との理解でよろしいでしょうか。	詳細設計についても年度毎に出来高を計上して支払を行うため、設計業務計画書に基づき、各年度において対象部分を完了する必要があります。
339	要求水準書（案）	34	第2	2	(7)				各種申請等の業務	各種申請に、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法の特定施設設置許可申請も含まれるのでしょうか？	ご理解のとおりです。
340	要求水準書（案）	35	第2	3	(2)				設計期間中の監理技術者	「代表者の監理技術者については、基本設計の期間中は専任を要しない。」とありますが、設計期間中（基本設計、詳細設計含む）は監理技術者を配置は不要という理解でよろしいでしょうか。	監理技術者の設計期間中（基本設計、詳細設計含む）の配置は必要です。
341	要求水準書（案）	35	第2	3	(2)				工事全般	造成、埋戻しに再生砕石を使用せず、切り込み砕石を使用すること。と記載していますが、建築物の埋戻しについては、流用土埋戻しでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
342	要求水準書（案）	35	第2	3	(2)				工事全般	再生砕石が使用不可であれば、アスファルト乳剤の使用も不可と考えてよろしいでしょうか？	アスファルト乳剤は、土木工事共通仕様書(令和2年4月)姫路市の第6節 一般舗装工 3-2-6-3 アスファルト舗装の材料に示すものであれば可です。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
343	要求水準書（案）	35	第2	3	(2)				工事全般	構成員の監理技術者については、各々の分担工事の施工開始前までの専任は要しないと記載されていますが、分担工事完了後（部分検査完了後）から竣工までの期間については、専任が必要でしょうか？	必要ありません。
344	要求水準書（案）	35	第2	3	(2)				工事全般 切込砕石	再生砕石と切込砕石の使い分けについて、造成・埋戻し以外は、再生砕石を利用すると考えてよいでしょうか。	全ての工事において、再生砕石の使用は認めません。
345	要求水準書（案）	35	第2	3	(2)				工事全般	1. 「造成、埋め戻しに再生砕石を使用せず、切込砕石を使用すること。」とあります。これは、造成、埋め戻しに砕石を使用する場合には、再生砕石ではなくて切込砕石（RC材ではなくてC材）を使用する、という理解でよろしいでしょうか。 2. また、構造物の基礎砕石についても同様という理解でよろしいでしょうか。	1及び2ともご理解のとおりです。
346	要求水準書（案）	35	第2	3	(2)				工事全般（現場代理人）	監理技術者同様に機械設備工事、電気設備工事等構成員の現場代理人は機器製作期間と現場施工期間での分離配置が可能、かつ施工期間のみ専任で配置すると理解してよろしいでしょうか。	現場代理人と監理技術者は同様ではありません。詳細は入札公告時に示します。
347	要求水準書（案）	35 36	第2	3	(2)				工事全般	他工事で発生した残土を流用する場合は、土壌汚染対策法施行令・・・となっていますが、この場合の他工事とは、甲山浄水場更新事業全体で発生した残土のことですか、それとも甲山浄水場更新事業とは、まったく関係のない工事から発生した残土のことでしょうか。 また、新浄水場用地にある土は、指定調査機関で調査する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	前段について、残土は両方を対象としています。 後段については、ご理解のとおりです。
348	要求水準書（案）	36	第2	3	(2)				工事全般（池状コンクリート構造物の水梁試験）	「池状コンクリート構造物は、コンクリート打設後、防水材の被覆を施さない状態で水張試験を行うこと。」とありますが、科学的な根拠を示すことができれば、無塗装とする提案を行ってもよろしいでしょうか。？最近の研究では、塗装の必要性は低いとの報告が多く、無塗装とする事業者が多くなっています。	ご理解のとおりです。
349	要求水準書（案）	36	第2	3	(2)				工事全般（池状コンクリート構造物の水張試験）	「池状コンクリート構造物は、コンクリート打設後、防水材の被覆を施さない状態で水張試験を行うこと。」とありますが、防水材の材質に制約はございますか？	防水材の材質は、「水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）」に適合するものとします。
350	要求水準書（案）	36	第2	3	(2)				工事全般 池状コンクリート構造物	「…防水材の被覆を施さない状態で水張試験を行うこと」とありますが、池状コンクリート構造物への防水（防食）塗装の有無は、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
351	要求水準書（案）	36	第2	3	(2)				工事全般 電気主任技術者	電気主任技術者は、対象期間中現場に常駐の必要がありますでしょうか。	常駐は必要ありません。
352	要求水準書（案）	36	第2	3	(3)				通学路について	浄水場の周辺道路を通学路として利用している学校の工事期間における年間スケジュールをご教示願います。	現時点では提供できる資料はありません。
353	要求水準書（案）	36	第2	3	(3)				周辺住民への配慮	工事期間中の工事車両の搬入出制限（車両数、時間、大きさ等）はありますでしょうか。	現時点では制限はありません。
354	要求水準書（案）	36	第2	3	(3)				周辺住民への配慮	草刈後の草は、一般廃棄物として事業者で処理すると考えてよいでしょうか。	事業者で適正に処分してください。
355	要求水準書（案）	36	第2	3	(3)				周辺住民への配慮	場外から場内への工事用車両の進入出口の位置・箇所数には制約はありますでしょうか。	No. 337の3項目の回答をご参照ください。
356	要求水準書（案）	36	第2	3	(4)				総合試運転業務	水張試験に水道水は利用できますでしょうか？	水張試験において、市内配水に影響を及ぼさない範囲で、水道水（浄水）を有償で使用できます。浄水の供給量や供給できる時間帯を協議により決定します。
357	要求水準書（案）	36	第2	3	(4)				総合試運転業務	総合試運転の6ヶ月間の中で実負荷運転を行い性能確認を行うものであり、6ヶ月の期間の全てにおいて実負荷運転を行う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
358	要求水準書（案）	36	第2	3	(4)				総合試運転業務	「水張試験及び総合試運転に使用する原水は、市が供給する」とありますが、無償で供給いただけるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
359	要求水準書（案）	36	第2	3	(4)				総合試運転業務	総合試運転において、浄水池や急速ろ過池といった浄水系の水槽の水張試験や、急速ろ過池に投入するろ材の初期洗浄等には浄水を使用しますが、これらの浄水についても、貴市より無償で供給いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、浄水の供給について、供給量や供給できる時間帯等に制約条件がある場合は教示願えないでしょうか。	前段について、水道水（浄水）を有償で使用できます。 後段については、浄水の供給量や供給できる時間帯を協議により決定します。
360	要求水準書（案）	36	第2	3	(4)				総合試運転業務	「試運転に利用可能な原水量は最大15,000m ³ /日（0.174m ³ /秒）とする」とありますが、例えば、日中の8時間で15,000m ³ を利用することは可能でしょうか。	不可とします。
361	要求水準書（案）	36	第2	3	(4)				総合試運転業務	総合試運転で処理した浄水の送水先をご教示願います。	総合試運転で処理した浄水は、送水ポンプ機能の確認に合わせて、甲山低区第1配水池及び甲山低区第2配水池の下にある応急給水場付近（参考資料8参照）の水路に送水します。 水路への排水に際しては、中和対策等、排水基準を遵守する必要があります。
362	要求水準書（案）	36	第2	3	(4)				総合試運転業務	例えば工事が早く進捗するなどにより、総合試運転を令和12年10月から令和13年3月まで以外の期間を含めて実施しようとする場合、その期間については総合試運転に利用可能な原水量は最大15,000m ³ /日確保できないと考えてよろしいか。	事業者提案を基に関係機関協議により最終決定します。総合試運転を令和12年10月よりも前倒しで行うことになった場合、市は総合試運転に利用可能な原水量である最大15,000m ³ /日を確保できるよう、協力します。
363	要求水準書（案）	36	第2	3	(4)				総合試運転業務	総合試運転にあたり、最大15,000m ³ /日の原水が利用可能と記載がありますが、時間に関する制約（時間帯、一回あたりの連続利用可能時間など）があればご教示ください。	625 m ³ /時の24時間一定水量で、合計が15,000 m ³ /日です。
364	要求水準書（案）	36	第2	3	(4)				総合試運転業務	既設甲山浄水場の排水処理設備を使用可能と記載がありますが、排水量（汚泥等含む）の上限値があれば、ご教示ください。	総合試運転時における原水の供給量15,000 m ³ /日に対して発生した排水量の受け入れは既設甲山浄水場で可能です。 詳細につきましては、契約後、協議により決定します。
365	要求水準書（案）	36	第2	3	(4)				総合試運転業務	「総合試運転に要するユーティリティ（電力、通信、ガス、水道、薬品、その他の消耗品等）は、事業者において調達する。」とありますが、部分引き渡し（令和13年3月）以降にかかる費用は市側の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
366	要求水準書（案）	36	第2	3	(4)				総合試運転業務	電力会社との引込協議にあたり、現状の甲山浄水場の契約電力を参考に ご教示願います。	1,000kWです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
367	要求水準書（案）	37	第2	3	(4)				総合試運転業務	総合試運転後の新旧浄水場の切替作業や給水開始前届に必要な水質検査などは、貴市で実施されるという認識でよろしいでしょうか。	切替作業についてはご理解のとおりです。水質検査については、部分引き渡しを行う前は事業者において実施する必要があります。
368	要求水準書（案）	37	第2	3	(4)				総合試運転業務	「放流先の許容放水量等については関係機関等との協議により決定する。」とありますが、提案時は利用可能な原水量分、つまり15,000m ³ /日（0.1736m ³ /秒）の放水量は許容できると考えてよろしいでしょうか。 また、契約後の関係機関との協議によって、放水量が上記の水量よりも少なくなり試運転スケジュールが影響を受けた場合、別途協議に応じていただける（設計変更を含む）という理解でよろしいでしょうか。	前段について、利用可能な原水量と許容放水量は関係がありません。 後段について、許容放水量に関する協議には応じますが、契約後に関係機関との協議により少なくなったとしても、設計変更の対象にはなりません。契約後、関係機関協議を行い調査等を実施して、許容放水量を決定することになります。
369	要求水準書（案）	37	第2	3	(8)				市が行う各種申請等の支援	「市が行う認可変更、補助申請等」とは、水道法の事業認可や水道事業の交付金申請を指しているという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
370	要求水準書（案）	37	第2	3	(8)				市が行う各種申請等の支援	「事業者は市が行う認可変更、補助申請等の各種申請における添付資料等の作成の支援を行うこと。」とありますが、協力範囲としては設計・施工業務で作成・検討する資料の提供を行うという理解でよろしいでしょうか。また、本事業において現状実施を想定している認可申請、補助申請について、ご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、水道法の事業認可申請（浄水方法の変更）や水道事業の交付金申請（水道施設再編推進事業）を予定しています。
371	要求水準書（案）	38	第2	3	(9)				工事期間中の対応	現場事務所及び資材置き場として利用可能な用地ですが、仮囲い等を設置する必要がありますか？また、借地終了後の復旧については、現況復旧となりますか？	姫路市豊富町甲丘二丁目3番の一部及び豊富町甲丘二丁目4番1（2,700m ² ）の土地に関しては、仮囲い等の設置が必要です。 参考資料12の土地を利用される際は、定期的に草刈等が必要です。 借地終了後の復旧対応はご理解のとおりです。
372	要求水準書（案）	38	第2	3	(9)				工事期間中の対応	現場事務所及び資材置き場として利用可能な用地の借地期間を工事期間中と考えるとよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
373	要求水準書（案）	38	第2	3	(9)				現場事務所及び資材置き場	新浄水場建設予定地内の一部を、現場事務所及び資材置き場として利用することは可能でしょうか。	可能です。
374	要求水準書（案）	39	第2	4	(1)	①			セルフモニタリング	本事業におけるセルフモニタリングの実施体制、実施項目・内容、実施手順、実施頻度等は、事業者提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
375	要求水準書（案）	40	第2	4	(4)				施設台帳システムの入力支援	姫路市水道施設台帳システムへのデータ入力用資料のフォーマットをご教示ください。	フォーマットは以下のとおりです。 機器データ等：エクセルファイル CADデータ：DXF ポイントデータ：shape データ
376	要求水準書（案）	40	第2	4	(4)				施設台帳システムの入力支援	姫路市水道施設台帳システムへデータを入力する機器のレベルをご教示ください（例えば弁類であれば口径〇以上など）。	機器は全て入力するものとします。 ただし、20mm未満の手动弁等運転以外に使用する機器は除きます。
377	要求水準書（案）	40	第2	4	(4)				施設台帳システムの入力支援	「データ入力用資料の作成」と記載がありますが、作業量によりコストが変動するため、具体的な内容をご教示ください。例えば、紙ベースの資料となるのか、エクセルデータもしくはCSVファイルのやり取りとなるのか、という点についてご教示ください。	エクセルデータの取り込みとなります。
378	要求水準書（案）	40	第2	4	(5)				保安全管理計画、マニュアル等作成業務	各種計画、マニュアルについて、本事業における試運転時に提出した後、内容の見直しや改定業務は本事業に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	試運転開始前に提出した後、試運転の結果を踏まえて行う内容の見直し等は本事業に含まれます。供用開始後の改定業務は本事業の対象外です。
379	要求水準書（案）	40	第2	4	(5)				マニュアル等作成業務	非常時対応マニュアルの作成に参考とするため、現状のマニュアルの開示をお願いします。	セキュリティの問題で広く公開することができません。契約後に開示します。
380	要求水準書（案）	41	第2	4	(5)		図表 2-2		甲山浄水場（新浄水場）の保安全管理マニュアル等	非常時対応マニュアルの項目欄の中で「テロ」や「地震」、「濁水」、「新型インフルエンザ感染症」等に対する「緊急時の対応（初動対応、事業継続に関することを含む）マニュアルを示すこと」とありますが、これは甲山浄水場（新浄水場）」の運転・保全に関することのみとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
381	要求水準書（案）								別紙一覧	別紙4、5、9の図面CADデータを提供して下さい。	図面のCADデータは提供できません。 当市ホームページ（甲山浄水場更新事業）掲載のpdfデータのみの提供となります。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
382	別紙1								保城浄水場原水のジェオスミンおよび2-MIB濃度	最高濃度が検出されたとき（ジェオスミン：2019年、2-MIB：2020年）の保城浄水場での粉末活性炭の注入率及びその時の浄水のジェオスミンおよび2-MIBの濃度をご教示下さい。	保城浄水場 ジェオスミン原水（表流水）最大 18ng/L（2019.11.7） この時の活性炭注入率 4mg/L、浄水濃度 5ng/L 2-メチルイソボルネオール原水（表流水）最大 20ng/L（2020.8.26） この時の活性炭注入率 4mg/L、浄水濃度 6ng/L ※保城浄水場は原水として地下水も使用しているため、除去率等の計算は単純にできるものではありません。
383	別紙3								浄水水質 水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目は前提条件としての原水水質が別紙1に提示されておりましたが要求水準値が設定されています。水質管理目標設定項目は要求水準値の設定を除外していただきますよう、お願いします。もしくは参考資料4記載の値を原水水質の前提条件と考えてもよろしいでしょうか。	参考資料4の数値（令和4年度結果）が過去10年間の最大と同じになります。 この値を前提条件としてください。
384	別紙4								新浄水場建設予定地	本図面のCADデータのご提示をお願いします。	No. 381の回答をご参照ください。
385	要求水準書（案）	別紙5							施設の建設制限範囲	建設予定地の制限範囲を提示頂いておりますが、本事業で建設する構造物の最終の出来形が対象であり、工事期間中の仮設物（足場、クレーン、作業構台等）についてはこの制限範囲内に設置することで問題ないという理解でよろしいでしょうか。	工事期間中については、毎年度10月以外は制限範囲に設置しても問題ありません。
386	別紙5								施設の建設制限範囲	本図面のCADデータのご提示をお願いします。	No. 381の回答をご参照ください。
387	要求水準書（案）								別紙5 施設の建設制限範囲	建設予定地内の施設の高さは①と②を結ぶ面の高さ以下となっておりますが、①と②の最短距離を基準に結ぶ面と考えてよろしいでしょうか。施設構築時の足場の高さ、クレーン等は制限範囲の高さを超えますが工事期間中は、問題ないという考えでよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、質問No. 385の回答をご参照ください。
388	要求水準書（案）	1							見学者用会議室1, 2	「災害対策室として活用できるようにすること。」と記載がありますが、必要な設備はありますか？	別紙6に記載以外の内容は事業者提案とします。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
389	要求水準書（案） 別紙6	1							水質検査室	水質機器の試験頻度、試験時間など計画があるようであればご指示ください。	水質機器の試験頻度等の計画はありませんが、定期的な水質検査の頻度、検体数等についてはホームページ（ https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004657.html ）に水質検査計画を公表していますので、そちらを参考にしてください（年間検体数は約800）。また、定期検査以外にも、臨時検査として臭気物質、濁度、トリハロメタン、塩素酸等を、年間400検体以上実施しており、検査機器の使用頻度はかなり多いものとなります。
390	要求水準書（案） 別紙6	7							宿直室	宿直室は6名程度が就寝できる広さを確保することとありますが、男女別に分ける必要は無いでしょうか。	必要はありません。
391	要求水準書（案） 別紙6	13							水質試験室器具等一覧	メーカー・型式等（参考）については、メーカー同等品と判断して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
392	要求水準書（案）								別紙6 管理棟に要求する部屋一覧	別紙6に記載されている部屋は1棟としてまとめる必要がありますか。一部を分離して複数棟としてもよいですか。	工作室、器材庫は別棟可としています。水質検査室を除き、維持管理性、各種動線など1棟の場合より優れた提案であれば複数棟でも構いません。
393	別紙9								新浄水場建設予定地配管接続図	本図面のCADデータのご提示をお願いします。	No. 381の回答をご参照ください。
394	要求水準書（案）								参考資料一覧	参考資料1、2、3、7、8、9、10、11、12の図面CADデータを提供して下さい。	No. 381の回答をご参照ください。
395	参考資料3								地質調査結果 (新浄水場建設予定地)	本図面のCADデータのご提示をお願いします。	No. 381の回答をご参照ください。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
396	参考資料 5	8	第2	1		①			コンクリート工	コンクリートにおける水セメント比の指定はありますでしょうか。	指定はありませんが、要求水準書（案）P28・P29に記載の仕様書等を適用した数値以下としてください。
397	参考資料 7								新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	本図面のCADデータのご提示をお願いします。	No. 381の回答をご参照ください。
398	要求水準書（案）								参考資料 7 新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	表土撤去（t=15cm）で撤去した土砂等は、一次造成工事で場外処分済みという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
399	要求水準書（案）								参考資料 7 新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	表土撤去（t=15cm）した後の地盤には、草や樹木の根等はない（場内盛土に転用可能、及び、一般残土として撤出可能）という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
400	要求水準書（案）								参考資料 7 新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	浄水場の施工に関連して、新甲山浄水場一次造成工事で施工した上層路盤、擁壁背面埋戻し土を部分的に撤去し、浄水場の竣工時には復旧することは可能ですか。	事業者の責において、新甲山浄水場一次造成工事で施工した部分を撤去及び復旧することは可能です。
401	要求水準書（案）								参考資料 7 新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	標準断面図の道路端部（新浄水場側）には、工作物はないという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
402	要求水準書（案）								参考資料 7 新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	現地見学会用の添付資料3では、北側と西側の道路勾配が記載されていますが、参考資料7には記載がありません。重要な部分ですので現地見学会用の添付資料3の測線数程度で断面図（高さ表記、水路含む）を提供して下さい。	資料は提供できません。 参考資料 7 から推察してください。
403	要求水準書（案）								参考資料 7 新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	北側道路完成時の詳細図面（側溝、プレキャスト街渠等含む）を提供して下さい。	No. 183の回答をご参照ください。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
404	要求水準書（案）								参考資料7 新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	西側の仮設道路は、新浄水場一次造成工事完了時にどのような状態なのか教えて下さい。（砕石道路、表層改良等）	砕石道路です。
405	要求水準書（案）								参考資料7 新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	大型フリューム、プレキャスト擁壁の仕様を教えてください。	No. 183の回答をご参照ください。
406	要求水準書（案）								参考資料7 新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	石積撤去後の仕上げ形状が分かる図面CADデータを提供して下さい。また、撤去した石積は場外処分と考えるとよろしいでしょうか。	前段については、No. 381の回答をご参照ください。後段について、ご理解のとおりです。
407	要求水準書（案）								参考資料7 新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	標準断面図で建設予定地境界線を教えてください。	参考資料7（修正）をご確認ください。
408	要求水準書（案）								参考資料7 新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	表土撤去厚さが30cmから15cmになった理由と表土撤去後の地盤高を教えてください。また、撤去した表土は場外処分と考えるとよろしいでしょうか。	前段については、現在施工中の関連事業や他部署との協議の結果、15cmとしております。平均地盤高38.450mです。後段については、ご理解のとおりです。
409	要求水準書（案）								参考資料7 新甲山浄水場一次造成工事計画図（案）	土工量に大きく影響するため、新甲山浄水場一次造成工事の図面CADデータ（平面図、断面図、寸法、高さ等記載）を提供して下さい。	No. 183の回答をご参照ください。
410	参考資料10								低区配水池 H. W. L	送水ポンプの運用方法検討の参考として、送水先である低区第1配水池のH. W. Lは+85.0mであるのに対して低区第2配水池のH. W. Lは+87.0mと2m差異がある理由を教示ください。	甲山低区第2配水池は甲山低区第1配水池の整備後に増設しました。甲山低区第2配水池は敷地面積に制約がある中、甲山低区第1配水池と同容量を確保する必要があった為、甲山低区第1配水池に比べ、有効水深を2m高くしました。
411	要求水準書（案）								参考資料10 本事業に関連する新浄水場周辺管路の位置図	関連事業である「導水管敷設工事」と「甲山低区配水池送水管敷設工事」の、新浄水場側の端部の詳細位置・深さおよび端部の仕様を開示お願いします。	No. 183の回答をご参照ください。

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項	回答
412	要求水準書（案）								参考資料11 撤去図（圧力調整弁室）	北面仮設道路の西側で少しだけ南側に向かって仮設道路が伸びていますが、この位置を変更してもよろしいでしょうか。 また、この道路を設置する理由を教えてください。 参考資料7と比べると北面仮設道路の西側端部の形状が異なりますが、どちらが正でしょうか。	前段について、南側に伸びている仮設道路の位置変更は可能です。 中段について、この道路は車返しが目的です。 後段について、参考資料7は新浄水場一次造成工事完成時の状態ですが、参考資料11は本事業の完成時をイメージしており、時点が異なります。
413	要求水準書（案）								参考資料11 撤去図（圧力調整弁室）	圧力調整弁室の詳細図面（平面図、断面図、付属配管図等）を提供して下さい。	No. 186の回答の前段をご参照ください。
414	なし								発生残土	本事業で残土が発生した場合は、自由処分もしくは指定処分でしょうか。	指定処分です。
415	その他								新浄水場完成イメージ図	令和5年12月25日「実施方針」及び「要求水準書（案）」の公表と同時に、貴市ホームページにて完成イメージ図が公表されましたが、完成イメージ図の元になっている想定の基本設計図（全体配置図等）を公表して頂けないでしょうか。また、このイメージ図の位置づけや提案上考慮する事項等があればご教示ください。	前段については、公表はできません。 後段は別紙5：施設の建設制限範囲を考慮した提案としてください。